

女性に対する総合相談

—現状の分析と今後の対応策に関する調査研究—

平成24年3月

神奈川県立かながわ女性センター

まえがき

神奈川県立かながわ女性センターは、男女共同参画社会の実現を推進する地域の拠点施設として、専門性・先導性の発揮、市町村との連携・協力、男女共同参画関係NPO等との協働を当センターの運営方針として、女性の人材育成、調査研究、総合相談などの事業に取り組んでおり、本年（平成24年）11月には、昭和57年の開館から30周年を迎えます。

当センターの相談事業は、女性の抱えるさまざまな問題解決や自己決定のためのサポートを行うために、開館当初から女性のための相談窓口を設置し、その後の社会的ニーズや時代の要請の変化等に応えるため、相談体制の見直しなどを行いながら、各種の相談業務を実施してきました。

また、多くの県内市町村では、当初は、限られていた女性のための相談窓口も設置されるようになりました。

このようなことから平成18年度に、専門化・複雑化する相談内容に対応するため、また、当センターと市町村との役割について検討するため、当センターの女性相談の内容を分析し、女性が抱える課題を抽出するとともに、新たな施策展開に資するための調査研究を実施し、その後、提言の中で示されました「ケースカンファレンスの充実」の取り組みとして、困難事例に対応するための定期的「ケース検討会」の時間確保とともに、新たに市町村連携として、センター相談員のみならず、事例検討機会の少ない市町村の相談員にも事例を提出していただく「拡大スーパービジョン研修」も実施してまいりました。

しかしながら、その後も当センターの相談件数は9千件にも上り、また、主訴別の「女性への暴力相談」や「精神保健相談」が増加傾向にあるなど、依然として、女性を取り巻く環境が厳しいこと、また、前回の調査研究より5年が経過したことなどから、今回改めて本調査研究を実施することといたしました。

なお、調査研究に当たっては、財団法人藤沢市産業振興財団に業務を委託し、当財団が当センターの相談内容の分析や県内市町村等へのアンケートの実施・分析、また分析結果を踏まえた新たな施策の提案等、調査研究の一連の作業を行い、本報告書を作成しております。

この報告書が、県内市町村や他の相談機関において女性のための相談事業等を実施する上での一助となれば幸いです。

最後になりますが、当報告書にご執筆いただきました皆様に厚く御礼申し上げます。

平成24年3月

神奈川県立かながわ女性センター
館長 駒形 芳彦

目 次

1 章	神奈川県立かながわ女性センター相談事業	3
1	かながわ女性センターについて	
2	かながわ女性センターにおける相談事業	
3	相談事業のなりたち	
2 章	かながわ女性センターにおける相談の内容	5
1	相談の状況	
(1)	一般相談の相談状況について	
(2)	専門相談の相談状況について	
(3)	相談種類別相談状況について	
(4)	地域別相談状況について	
(5)	年代別相談状況について	
(6)	相談時間別相談状況について	
2	一般相談について	
(1)	主訴「健康」	
(2)	主訴「精神保健」	
(3)	主訴「女性への暴力」	
(4)	主訴「夫婦の問題」	
(5)	主訴「家族の問題」	
(6)	主訴「セクシュアルハラスメント」	
3	「ドメスティック・バイオレンス（DV）」相談について	
(1)	ドメスティック・バイオレンス（DV）について	
(2)	全国のDV相談状況について	
(3)	かながわ女性センターのDV相談状況について	
4	頻回通話者について	
3 章	神奈川県立女性相談所及び県内市町村における相談状況	31
1	神奈川県立女性相談所の相談状況	
(1)	女性相談所の相談状況について	
(2)	女性相談所の相談件数の状況について	
(3)	女性センターと女性相談所のデータ比較について	
2	県内市町村の相談状況	
(1)	県内市町村の相談体制について	
(2)	県内市町村の相談件数の状況について	
(3)	女性センターと市町村のデータ比較について	
4 章	学識者、専門相談員による分析・提案と相談現場から	40
1	学識者、専門相談員による分析・提案	
(1)	学識者による分析・提案	
(2)	専門相談員による分析・提案	
2	相談現場から	

5章 神奈川県女性の抱える課題・分析	47
1 女性センターの一般相談に関するもの	
(1) 一般相談の相談状況からみる女性の課題	
(2) 主な主訴別にみる女性の課題	
2 女性センターのドメスティック・バイオレンス（DV）相談に関するもの	
(1) 女性センターのDV相談について	
(2) 女性センターのDV相談からみる女性の課題	
3 市町村の相談に関するもの	
(1) 県内市町村の相談体制からみる女性の課題	
(2) 県内市町村の相談状況からみる女性の課題	
6章 分析結果から新たな施策への提案	51
1 県と市町村との役割分担等	
(1) 交流・連携・支援のネットワーク	
(2) 女性相談データの集約	
2 相談体制が脆弱な市町村への連携・支援	
(1) 相談員の養成・育成のための研修	
(2) 相談対応マニュアルの作成	
(3) 相談事例データベースの構築	
(4) スーパービジョンの敷衍（ふえん）	

1 章 神奈川県立かながわ女性センター相談事業

1 かながわ女性センターについて

神奈川県立かながわ女性センターは、昭和 57（1982）年、婦人総合センター条例により設置され、神奈川県立婦人総合センターとして開館し、平成 3（1991）年神奈川県立かながわ女性センターに名称変更した。

また、平成 9（1997）年に、設置目的を「女性の自立と社会参加を促進するための施設」から「女性の自立と男女のあらゆる分野への参画を促進し、男女共同参画社会の実現に寄与するための施設」に変更し、男女共同参画に関する調査研究、情報の提供や女性団体・グループの交流、団体活動の支援、人材育成、啓発普及、女性総合相談等の事業を行っている。

2 かながわ女性センターにおける相談事業

かながわ女性センター（以下文章中「当センター」という）では、昭和 57(1982)年の開館当初から、女性の抱えるさまざまな問題の解決や自己決定のための心理的サポートや社会資源の情報提供等を行うために、女性のための相談窓口を設置し一般相談（電話相談や面接相談）、専門相談を実施してきた。

また、社会的ニーズや時代の要請の変化にこたえるため、数度に渡り相談体制の見直しや専門相談との調整・統合などを行ってきたが、主な相談体制の推移は以下のとおりである。

平成 3（1991）年には、セクシュアルハラスメント（以下「セクハラ」という）の相談の増加に伴い、セクハラ相談窓口を開設した。なお、男女雇用機会均等法に「セクシュアルハラスメント防止義務」が盛り込まれたのは平成 9 年である。

平成 5（1993）年には、新たな総合相談体制の実現に向け「総合相談体制強化検討委員会」を設置し検討を重ね、平成 9（1997）年に現在の総合相談の基盤が整備された。

平成 12（2000）年には、夫婦の相談の中から急増してきた夫からの暴力の相談を受け、女性への暴力相談窓口を設置した。

平成 14（2002）年には、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」に基づく「配偶者暴力相談支援センター」を相談部内（現在相談課内）に設置した。

表 1-1 相談事業の変遷（昭和 57 年度～平成 22 年度）

	S57	S58	S59	S60	S61	S62	H1	H2	H3	H4	H5	H6	H7	H8	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22		
一般相談	健康相談															ここらからの健康相談														
																女性への暴力相談														
	悩み・福祉相談															悩み一般相談														
																セクシャル・ハラスメント相談														
	職業相談															職業相談														
	雇用相談																													
	労働相談																													
	内職相談																													
	商品相談																													
	家庭経営相談															移く学ら相談の														
	生活科学実践相談																													
	学習活動相談																													
																読書・資料相談														
その他																														
専門相談	法律相談																													
	家事相談															夫婦・家族のトラブル相談														
	精神保健相談															こころの健康相談										精神保健相談				
																メンタルケア														
																セクシャル・ハラスメント相談										DV相談支援センター				
																DV自助グループ														
	商工相談															経営相談														
	思養科保健相談																													
																年金相談														

3 相談事業のなりたち

当センターは、開館当初、企画調整部、生活科学部、福祉部、労働部、生涯学習部の5部と管理課、商品テスト室の2室課により構成され、室課を除くそれぞれの部においてそれぞれの事業内容に応じた女性からの相談を受ける体制を備えていた。

平成9（1997）年の組織再編に伴い、各部ごとに存在していた相談事業を「相談部」（現在「相談課」）として他部課から独立させ、前述の総合相談が開始されることとなった。

平成23（2011）年度現在の相談体制は表1-2のとおり。

一般相談は「こころとからだの健康相談」「悩み一般相談」「女性への暴力相談」「セクシュアルハラスメント相談」の4項目で女性相談員により電話相談と面接相談を行っており、必要に応じて、専門家による「法律相談」「夫婦・家族のトラブル相談」「精神保健相談」「メンタルケア」「DV自助グループ立ち上げ支援」の専門相談を行っている。

表1-2 現行相談体制（平成23年度）

相談種別	相談項目		担当
一般相談	電話相談 面接相談	こころとからだの健康相談	かながわ女性センター 相談員
		悩み一般相談	
		女性への暴力相談	
		セクシュアルハラスメント相談	
専門相談	法律相談		弁護士
	夫婦・家族のトラブル相談		家事専門相談員
	精神保健相談		精神科医師
	メンタルケア		心理カウンセラー
	DV自助グループ立ち上げ支援		

2章 かながわ女性センターにおける相談の内容

1 相談の状況

(1) 一般相談の相談状況について

平成 15 年度以降の一般相談の件数の推移を図 2-1 に、開館からこれまでの一般相談の件数の推移を表 2-1 に示す。なお、一般相談は電話と面接にて行っている。

全体としては、平成 15 年度以降の状況をみると、7 千台後半から 9 千台前半の件数で推移し、平成 22 年度は 8,865 件となっている

項目別にみると、「こころとからだの健康相談」は、平成 17 年度以降 3 千件台で推移しており平成 22 年度は 3,811 件（全体の 43%）である。

「女性への暴力相談」は、平成 15 年度以降千件台で推移し、平成 22 年度は 1,790 件（全体の 20%）である。

「悩み一般相談」は、平成 17 年度に 4 千件を超えた後は減少傾向にあるものの、平成 22 年度は 3,101 件（全体の 35%）である。

「セクシュアルハラスメント相談」は、平成 15 年度以降百件台から 2 百件台で推移し平成 22 年度は 163 件（全体の 2%）である

図 2-1 一般相談の件数の推移（平成 15 年度～平成 22 年度）

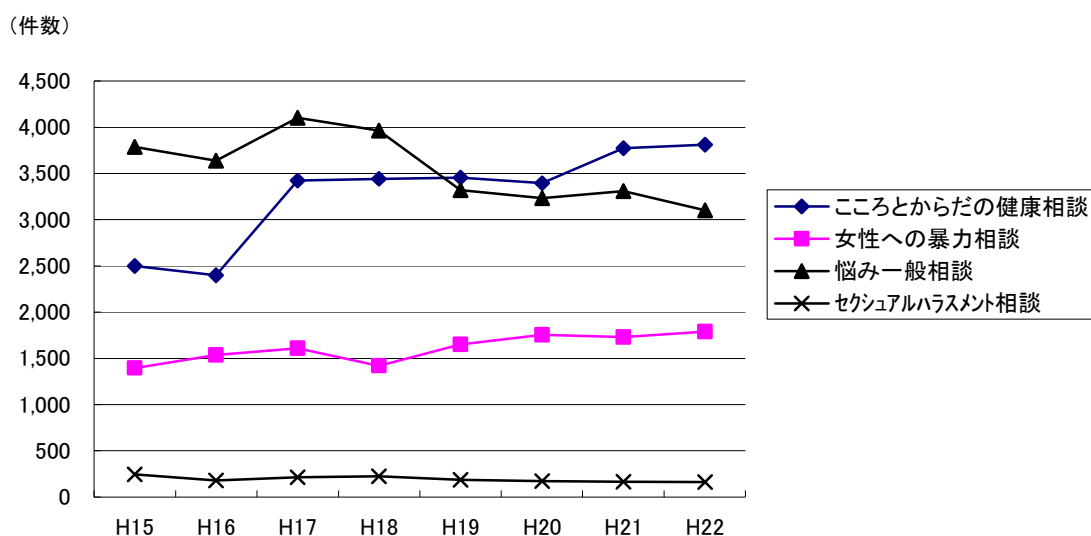


表 2-1 一般相談件数の推移（昭和 57 年度～平成 22 年度）

相談項目	S57 S58	S59	S60	S61	S62	S63	H1	H2	H3	H4	H5	H6	H7	H8
こころとからだの健康相談	4,085	1,927	1,682	2,013	1,945	2,050	1,895	2,089	1,875	1,993	1,872	1,705	1,976	1,677
女性への暴力相談	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
悩み一般相談	1,180	1,207	1,354	1,143	1,085	1,125	1,374	1,497	1,385	1,569	1,836	2,203	2,557	2,472
セクシュアルハラスメント相談	—	—	—	—	—	—	—	—	38	49	38	77	202	133
職業相談	6,621	3,878	2,311	1,823	1,458	1,440	1,407	2,411	4,158	2,672	2,180	1,488	1,538	1,315
くらしの科学相談	364	701	712	656	582	587	585	547	480	440	485	530	463	465
学習活動相談	847	856	1,002	1,103	1,135	1,162	1,071	1,114	1,084	851	726	648	694	650
読書・資料相談	—	—	—	—	601	530	379	210	1,057	878	—	795	649	631
その他	521	876	384	472	445	651	812	702	897	879	976	974	490	487
小計	13,618	9,445	7,445	7,210	7,251	7,545	7,523	8,570	10,974	9,331	8,113	8,420	8,569	7,830

相談項目	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22
こころとからだの健康相談	1,986	1,991	2,234	2,329	3,170	2,855	2,500	2,399	3,423	3,442	3,457	3,393	3,775	3,811
女性への暴力相談	—	146	1021	1340	1165	1,164	1,397	1,537	1,612	1,421	1,651	1,755	1,733	1,790
悩み一般相談	4,137	4,521	5,140	5,580	6,428	4,081	3,787	3,641	4,103	3,965	3,319	3,230	3,309	3,101
セクシュアルハラスメント相談	404	492	561	511	409	298	246	181	215	225	186	173	166	163
職業相談	1,074	466	471	502	348	—	—	—	—	—	—	—	—	—
くらしの科学相談	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
学習活動相談	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
読書・資料相談	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
その他	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
小計	7,601	7,470	8,406	8,978	10,483	8,398	7,930	7,758	9,353	9,053	8,613	8,551	8,983	8,865

*H10～13の相談項目「DV」は、「夫婦、男女の問題」の中から「夫・恋人・前夫」からの暴力によるものを抜粋した内数

ただし、このうちH12は56件、H13は128件のみ外数

*H12以前の相談項目「人間関係」は、「近隣環境の問題」として分類されていた件数

*H5の相談項目「その他」は、「読書・資料相談」を含む

(2) 専門相談の相談状況について

平成 15 年度以降の専門相談の件数の推移を図 2-2 に、開館からこれまでの専門相談の件数の推移を表 2-2 に示す。なお、専門相談はすべて面接にて行っている。

平成 15 年度以降の専門相談件数の推移は、350 台から 500 件台で推移しており、平成 22 年度は 397 件である。

項目別にみると、「法律相談」は、平成 15 年度以降概ね 200 件前後で推移し、平成 22 年度は 194 件である。

「メンタルケア」は、平成 15 年度以降 50 件台から 100 件未満で推移し平成 22 年度は 90 件である。

「夫婦・家庭のトラブル相談」は、平成 15 年度以降 30 件台から 90 件未満で推移し平成 22 年度は 52 件である。

また、「精神保健相談」は平成 22 年度 24 件、「DV 自助グループ」は 37 件である。

図 2-2 専門相談の件数の推移（平成 15 年度～平成 22 年度）

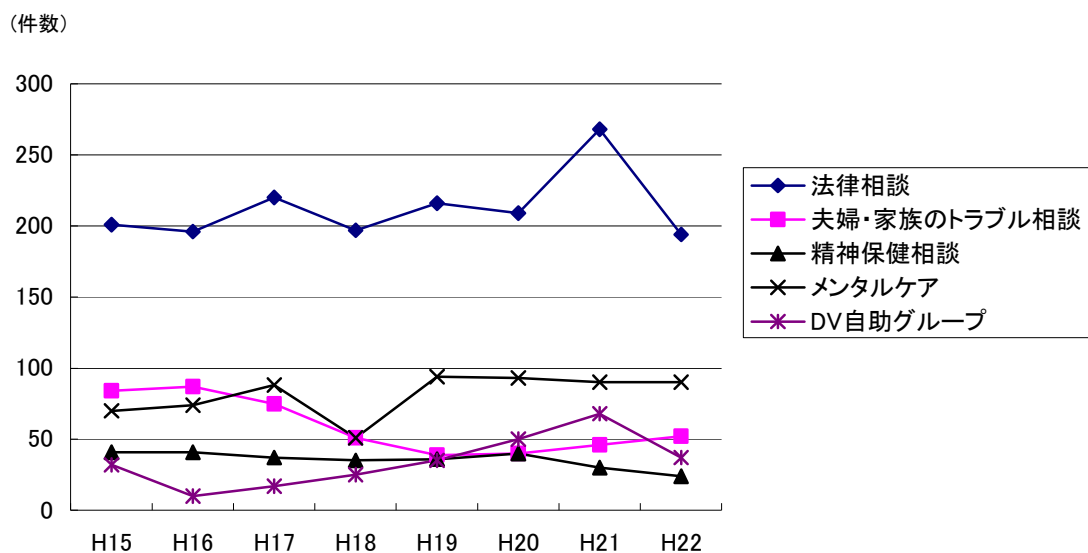


表 2-2 専門相談件数の推移（昭和 57 年度～平成 22 年度）

相談項目	S57 S58	S59	S60	S61	S62	S63	H1	H2	H3	H4	H5	H6	H7	H8
法律相談	161	207	186	214	226	205	241	169	172	185	169	174	160	175
夫婦・家族のトラブル相談	30	54	42	42	40	62	62	74	36	39	56	35	37	57
精神保健相談	—	6	14	11	15	10	15	10	15	12	12	16	15	33
メンタルケア	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
セクシュアルハラスメント・女性への暴力法律相談	—	—	—	—	—	—	—	—	8	13	8	10	25	7
DV自助グループ	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
経営相談	36	31	18	11	25	22	13	12	11	20	17	27	28	18
思春期保健相談	—	—	114	268	341	449	461	449	400	542	454	466	—	—
年金相談	—	—	—	—	—	—	—	—	9	7	5	4	4	9
計	227	298	374	546	647	748	792	714	651	818	721	732	269	299

相談項目	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22
法律相談	159	163	192	194	219	210	201	196	220	197	216	209	268	194
夫婦・家族のトラブル相談	59	61	51	60	61	81	84	87	75	51	39	40	46	52
精神保健相談	32	34	34	40	39	43	41	41	37	35	36	40	30	24
メンタルケア	—	—	—	—	72	101	70	74	88	51	94	93	90	90
セクシュアルハラスメント・女性への暴力法律相談	26	27	32	11	7	28	27	—	—	—	—	—	—	—
DV自助グループ	—	—	—	—	—	—	32	10	17	25	35	50	68	37
経営相談	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
思春期保健相談	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
年金相談	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
計	276	285	309	305	398	463	455	408	437	359	420	432	502	397

* H8以前の相談項目「夫婦・家族のトラブル相談」は「家事相談」として分類されていた件数

* H8、9の相談項目「精神保健相談」は「こころの健康相談」として分類されていた件数

* H13 以前の相談項目「セクシュアルハラスメント・女性への暴力法律相談」は「セクシュアル・ハラスメント相談」として分類されていた件数

* 「メンタルケア」は、精神科医によるDV被害者のための継続相談

* 「DV自助グループ」はドメスティックバイオレンス被害者の自助グループ立ち上げ支援

(3) 相談種別別相談状況について

一般相談には電話による「電話相談」と面接による「面接相談」がある。

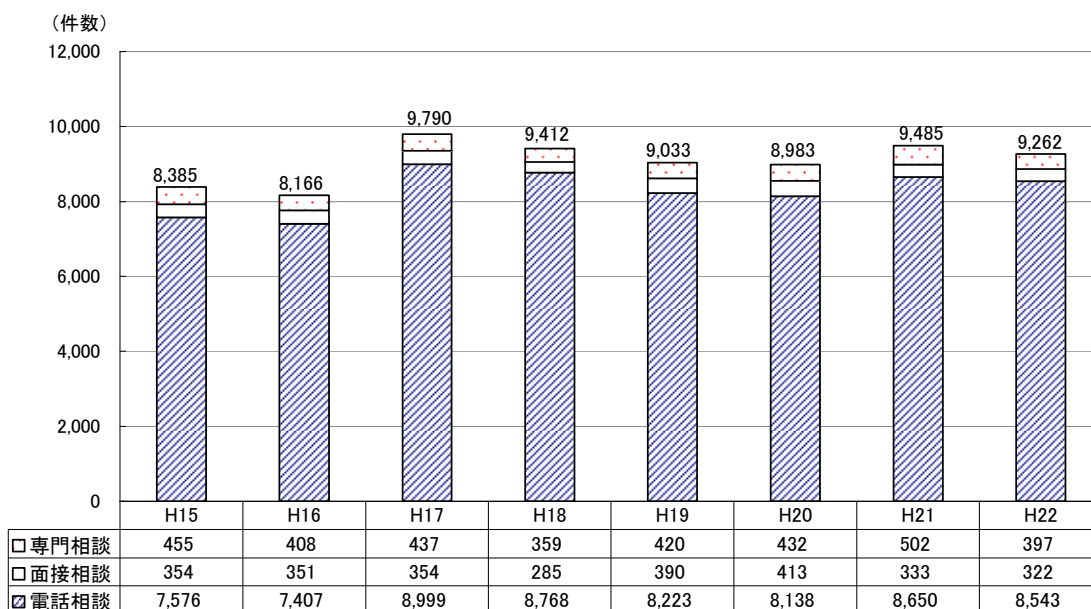
平成 15 年度から平成 22 年度までの一般相談の電話相談件数及び面接相談件数並びに専門相談件数の推移を図 2-3 に示す。

全体の相談件数は平成 17 年度 9,790 件となり、その後は概ね 9 千件台で推移し、平成 22 年度は 9,262 件である。

相談方法別にみると、一般相談の「電話相談」は平成 17 年度 8,999 件となり、その後は 8 千件台で推移し平成 22 年度は 8,543 件である。なお、平成 22 年度の「電話相談」件数は全体の相談件数の 9 割以上を占めている。

一般相談の「面接相談」と「専門相談」は、原則として「電話相談」を受けた後に、後日面接により相談を行っており、おおむね 300 件台から 400 件台で推移し、平成 22 年度「面接相談」は 322 件、「専門相談」は 397 件となっている。

図 2-3 相談種別別件数の推移（平成 15 年度～平成 22 年度）



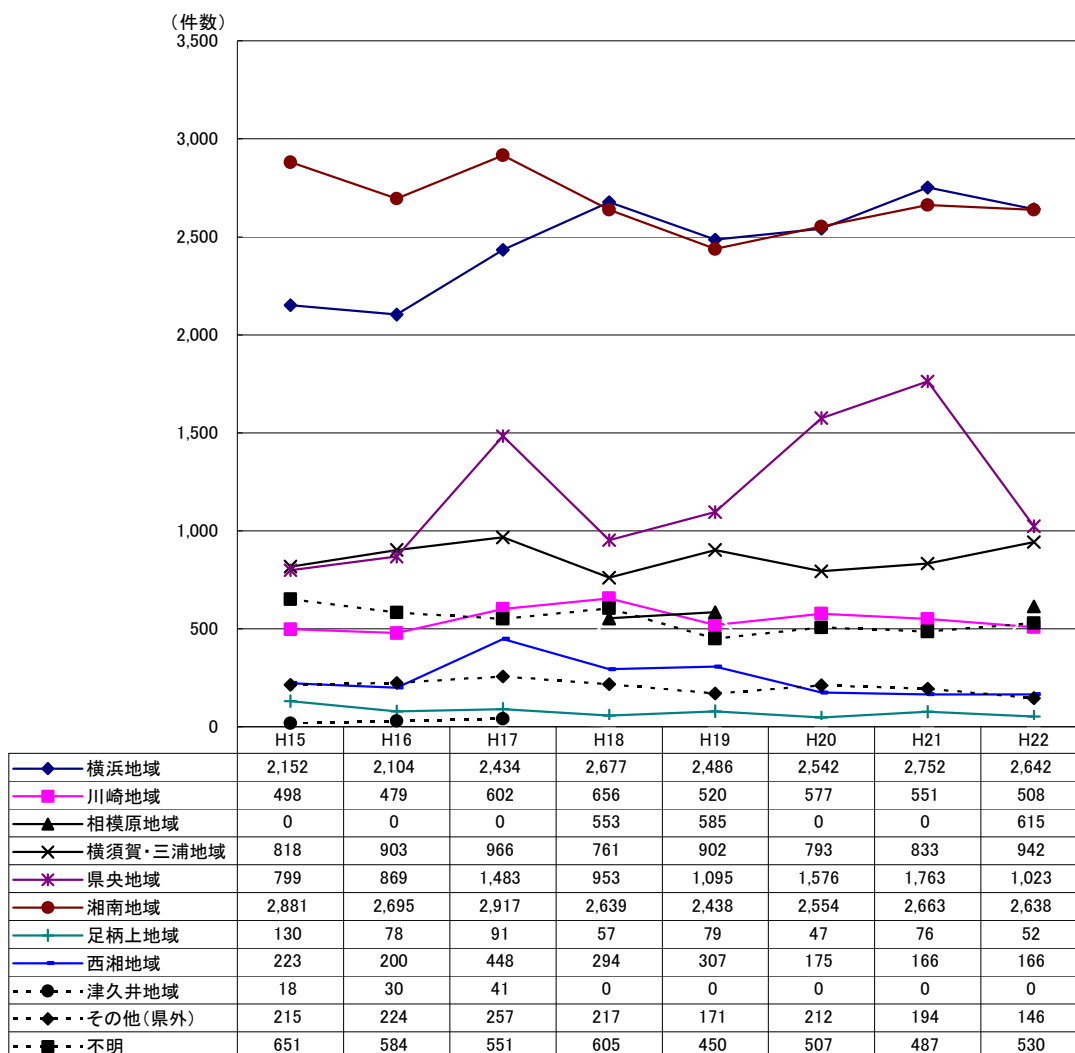
(4) 地域別相談状況について

相談は匿名が原則だが、相談の終了時に差し支えない範囲で相談者の住所地と年代を回答いただいている。本県の地域別による相談件数の推移を図2-4に、また、相談件数の地域構成比を図2-5に示す。

平成22年度に最も相談件数が多かったのは横浜地域2,642件（全体の28.5%）である。2番目に件数が多い地域は湘南地域で2,638件（全体の28.5%）であり、横浜地域とほぼ同数である。

また、他地域の平成22年度の状況は、県央地域1,023件（11.0%）、横須賀・三浦地域942件（10.2%）、相模原地域615件（6.6%）、川崎地域508件（5.5%）である。

図2-4 地域別相談件数の推移（平成15年度～平成22年度）

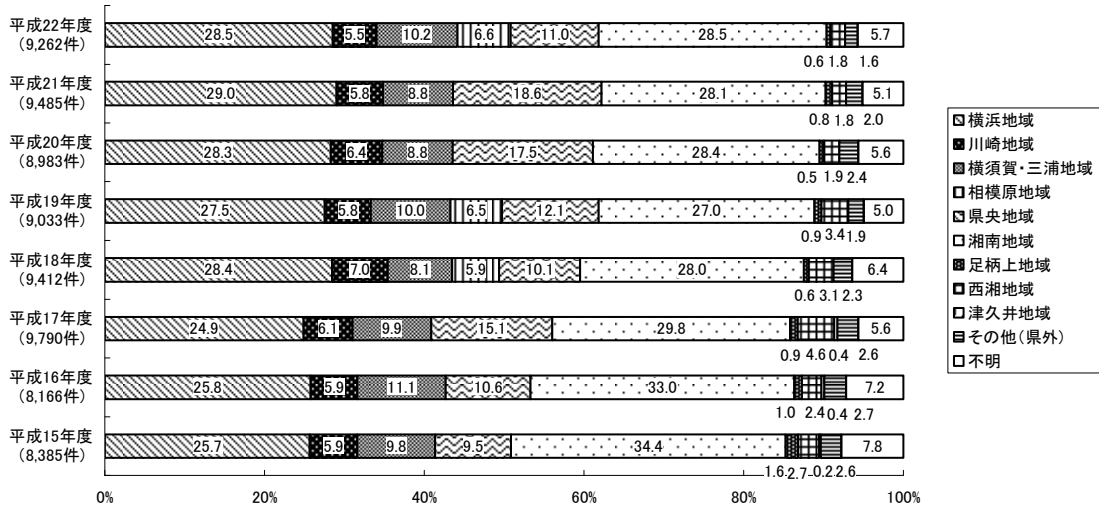


※ 県央地域：平成15～17年度、平成20年度、21年度相模原市を含む。

※ 相模原市：平成18年3月に津久井町及び相模湖町と合併し、平成19年3月に城山町及び藤野町と合併。

※ 平成22年度の地域区分 横浜地域：横浜市 川崎地域：川崎市 相模原地域：相模原市
 横須賀・三浦地域：横須賀市、鎌倉市、逗子市、三浦市、葉山町
 県央地域：厚木市、大和市、海老名市、座間市、綾瀬市、愛川町、清川村
 湘南地域：平塚市、藤沢市、茅ヶ崎市、秦野市、伊勢原市、寒川町、大磯町、二宮町
 足柄上地域：南足柄市、中井町、大井町、松田町、山北町、開成町
 西湘地域：小田原市、箱根町、真鶴町、湯河原町

図 2-5 相談件数の地域構成比（平成 15 年度～平成 22 年度）



ア 一般相談（「電話相談」「面接相談」）の地域別状況について

一般相談の「電話相談」と「面接相談」の平成 17 年度と平成 22 年度の地域別構成比を図 2-6 に示す。

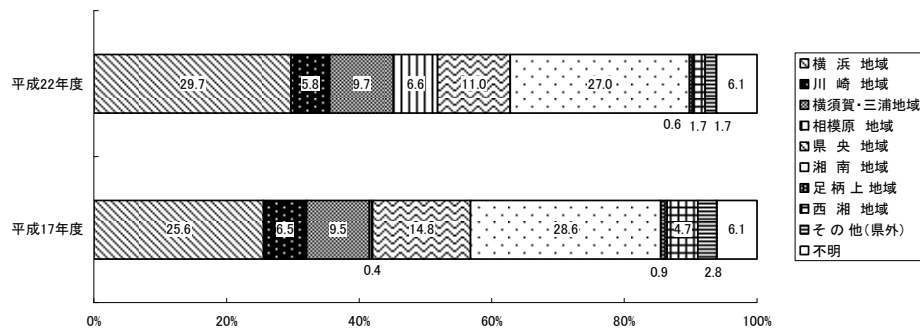
「電話相談」は、横浜地域が平成 17 年度 25.6%から平成 22 年度 29.7%となり、最も多い。次いで、湘南地域が平成 22 年度 27.0%（平成 17 年度 28.6%）で 2 番目である。

「面接相談」は、湘南地域が平成 17 年度 43.0%、平成 22 年度 45.8%と最も多い。次いで、横須賀・三浦地域が平成 22 年度 16.3%（平成 17 年度 14.4%）で 2 番目である。

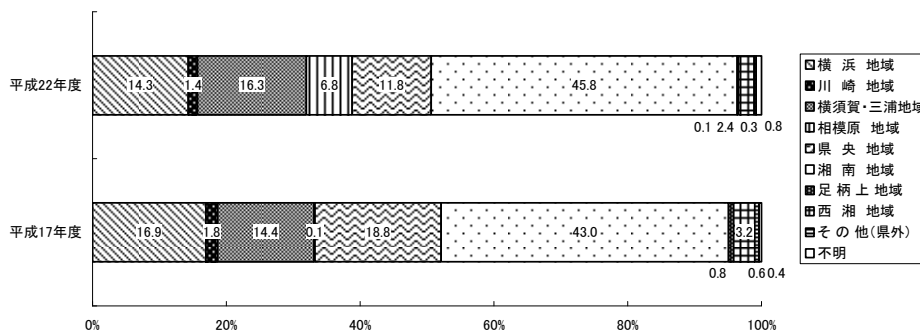
「面接相談」件数の地域別状況は、当センターが湘南地域（藤沢市江の島）に立地していることが面接のための来館に影響しているものと考えられる。

図 2-6 一般相談（電話・面接）の地域別構成比（平成 17 年度、平成 22 年度）

【電話】



【面接】



(5) 年代別相談状況について

一般相談の年代別相談件数の推移を図2-7に示す。

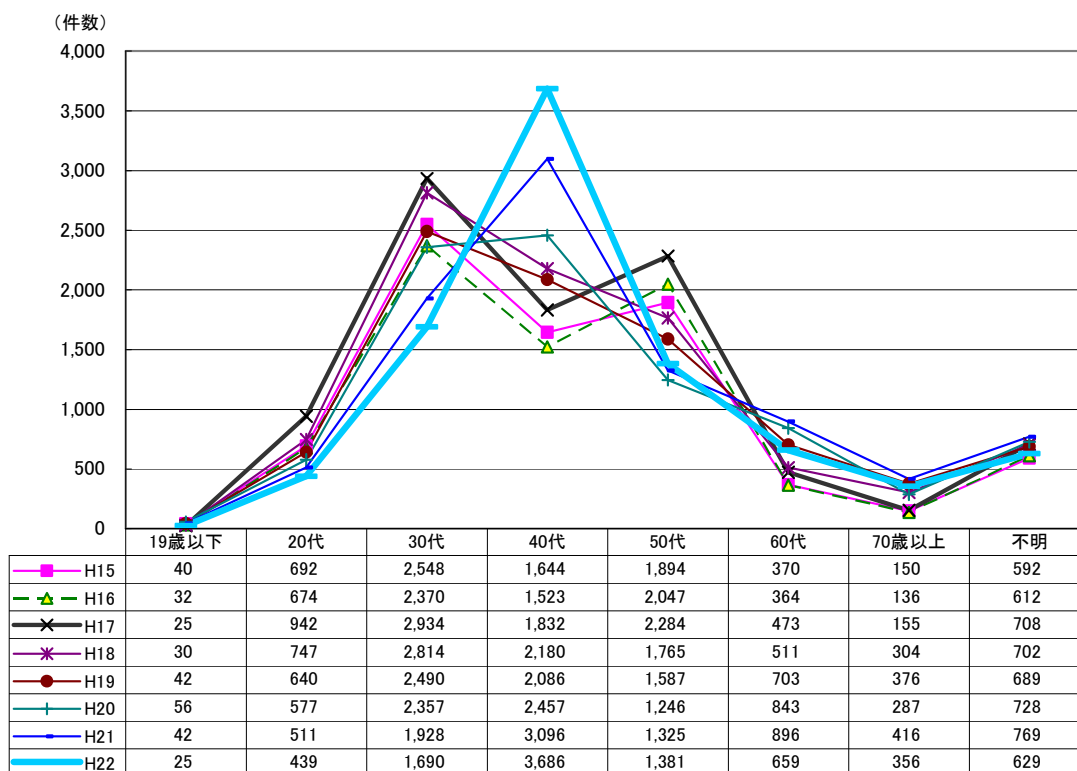
平成17年度までは、30代からの相談が多かったが、平成18年度以降40代からの相談件数の増加が目立つ。40代の相談件数の推移をみると、平成17年度1,832件（全体の20%）であったが平成22年度3,686件（全体の42%）と倍増している。

一方、30代の相談件数の推移をみると、平成17年度2,934件（全体の31%）であったが平成22年度1,690件（全体の19%）と平成17年度の6割以下となっている。

近年の未婚化・晩婚化・晩産化の影響で、女性が抱える悩みも30代から40代へそのピークが遅れるようになったものと考えられる。

また、後述するが主訴「精神保健」の細目「自己調整」の相談者は長期間当センターへ相談する方が多いので、平成17年度30代であった方が平成22年度40代となって相談されていることも考えられる（「自己調整」の30代平成17年度1,038件平成22年度322件。40代平成17年度379件平成22年度1,899件。（図2-13参照））。

図2-7 一般相談の年代別相談件数の推移（平成15年度～平成22年度）



* セクハラ相談のみ、60代に70歳以上を含む

(6) 相談時間別相談状況について

一般相談（セクハラを除く）の相談時間別相談件数（「電話相談」と「面接相談」の合計）の推移を図2-8に、相談時間構成比を図2-9に示す。

「10分未満」の相談は平成17年度以降、4千件台で推移し、平成22年度4,458件と相談件数の約半分を占めている。

また、全件数からみると少数ではあるが、「30～59分」「60分以上」の長時間の相談数が増えてきている。

図2-8 一般相談（セクハラを除く）の相談時間別相談件数の推移
（平成15年度～平成22年度）

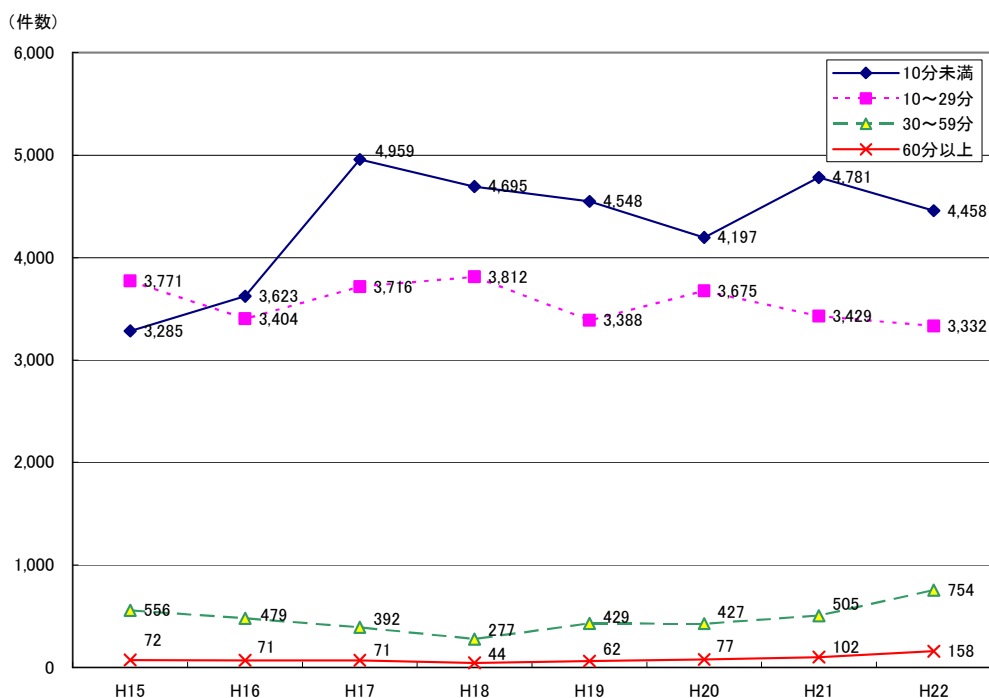
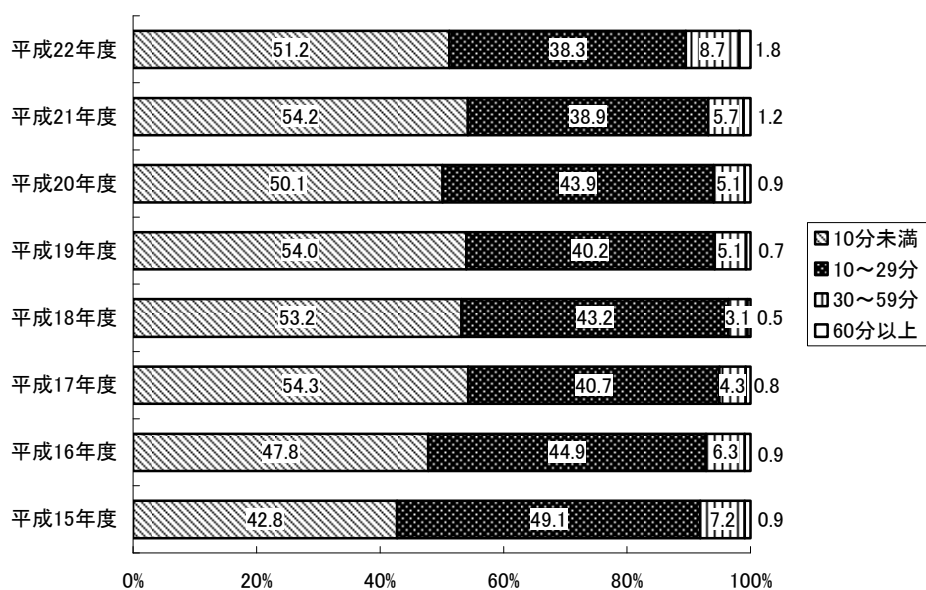


図2-9 一般相談（セクハラを除く）の相談時間構成比（平成15年度～平成22年度）



ア 一般相談（「電話相談」「面接相談」）の相談時間別相談状況について

一般相談（セクハラを除く）の時間別相談件数の「電話相談」「面接相談」ごとの状況を図2-10に示す。

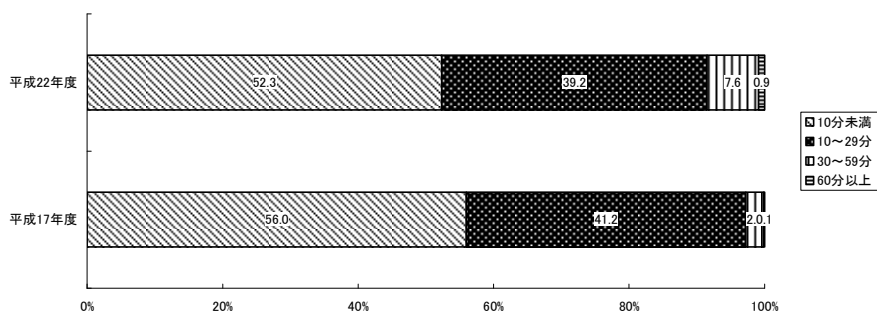
電話相談をみると、平成17年度、平成22年度とも「10分未満」が50%以上で、「10～29分」が約40%であり、29分以下が9割以上を占めている。

その一方で、平成22年度の「30～59分」は7.6%で平成17年度よりその割合が高くなっている。

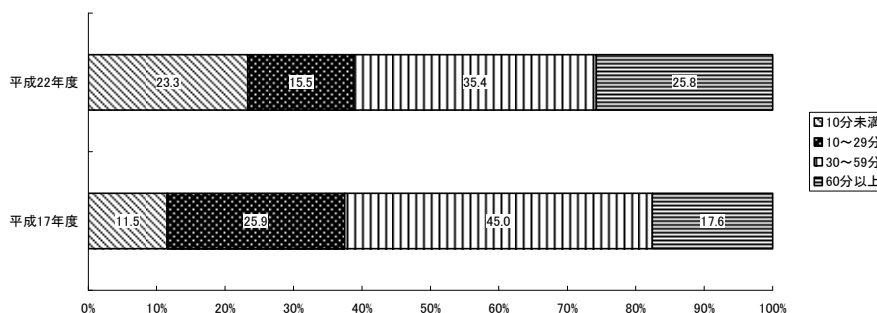
面接相談をみると、「60分以上」の割合が増加している。このことから、相談内容が複雑化し、相談時間が長時間となる傾向が考えられる。

図2-10 一般相談（セクハラを除く）の電話・面接相談時間の構成比（平成17年度、平成22年度）

【電話】



【面接】



2 一般相談について

一般相談の主訴別相談件数の推移を表2-3に示す。

「こころとからだの健康相談」の平成15年度以降の状況をみると、2,500件台から3,800件台に増加しており、平成22年度は3,811件である。

項目別では、主訴「精神保健」が2,100件台から3,600件台に増加しており、平成22年度3,601件である。

「悩み一般・女性への暴力」の平成15年度以降の状況をみると、4,800件台から5,800件台の間で推移し、平成22年度は4,891件である。

項目別では、主訴「女性への暴力」が1,300件台から1,700件台に増加しており、平成22年度1,790件と最も多くなっている。

次に多いものは主訴「夫婦の問題」であるが、1,200件台から900件台に減少しており、平成22年度975件である。

表 2-3 一般相談主訴別相談件数の推移（平成 7 年度～平成 22 年度）

(件数)

項 目		H7	H8	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	
相談 の 健康 と か	健康	1,083	1,003	920	949	1,040	992	932	703	345	307	223	164	279	282	246	210	
	精神保健	893	674	1,066	1,042	1,194	1,337	2,238	2,152	2,155	2,092	3,200	3,278	3,178	3,111	3,529	3,601	
	小計	1,976	1,677	1,986	1,991	2,234	2,329	3,170	2,855	2,500	2,399	3,423	3,442	3,457	3,393	3,775	3,811	
悩み 一 般 ・ 女 性 へ の 暴 力	女性への暴力	—	—	—	*146	*1,021	*1,340	*1,165	1,164	1,397	1,537	1,612	1,421	1,651	1,755	1,733	1,790	
	夫婦の問題	1,123	1,154	1,624	1,952	2,218	2,320	2,613	1,536	1,299	1,115	1,289	1,344	1,165	1,126	1,044	975	
	家族の問題	500	472	741	721	843	960	955	674	635	515	658	686	562	527	586	627	
	子どもの問題	67	39	76	86	84	137	142	87	88	78	92	102	81	84	70	88	
	男女の問題	—	—	—	—	—	—	214	159	112	88	127	113	71	72	79	116	
	老後の問題	8	2	9	7	11	12	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
	経済の問題	124	88	109	138	133	66	65	71	54	49	39	39	50	29	31	36	31
	人間関係	224	173	185	207	251	283	318	238	210	185	203	258	278	250	280	259	
	こころの問題	511	544	704	720	866	877	1,368	728	786	980	1,024	634	289	244	310	247	
	生き方	—	—	—	—	—	113	133	129	141	122	131	148	131	227	185	165	
	情報提供	—	—	—	—	—	—	—	198	189	264	289	381	464	369	423	348	
	その他	64	487	689	690	734	812	620	261	273	245	251	249	249	300	296	245	
小計	2,621	2,959	4,137	4,521	5,140	5,580	6,428	5,245	5,184	5,178	5,715	5,386	4,970	4,985	5,042	4,891		
*女性への暴力相談	—	—	—	—	—	56	128	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
職業	1,538	1,315	1,074	466	471	502	348	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
セクシュアルハラスメント	202	133	404	492	561	511	409	298	246	181	215	225	186	173	166	163		
一般相談計	6,337	6,084	7,601	7,470	8,406	8,978	10,483	8,398	7,930	7,758	9,353	9,053	8,613	8,551	8,983	8,865		

*H10～13の主訴「女性への暴力」は、主訴「夫婦、男女の問題」の中から「夫・恋人・前夫」からの暴力によるものを抜粋した数値で内数

*H12～13の「女性への暴力相談」は、週1回開設した窓口への相談件数。H14以降は、「悩み一般・女性への暴力相談」の主訴「女性への暴力」

*H12以前の「人間関係」は、「近隣環境の問題」として分類されていたもの

*H9以前の職業は、求人・求職・内職を含む

(1) 主訴「健康」

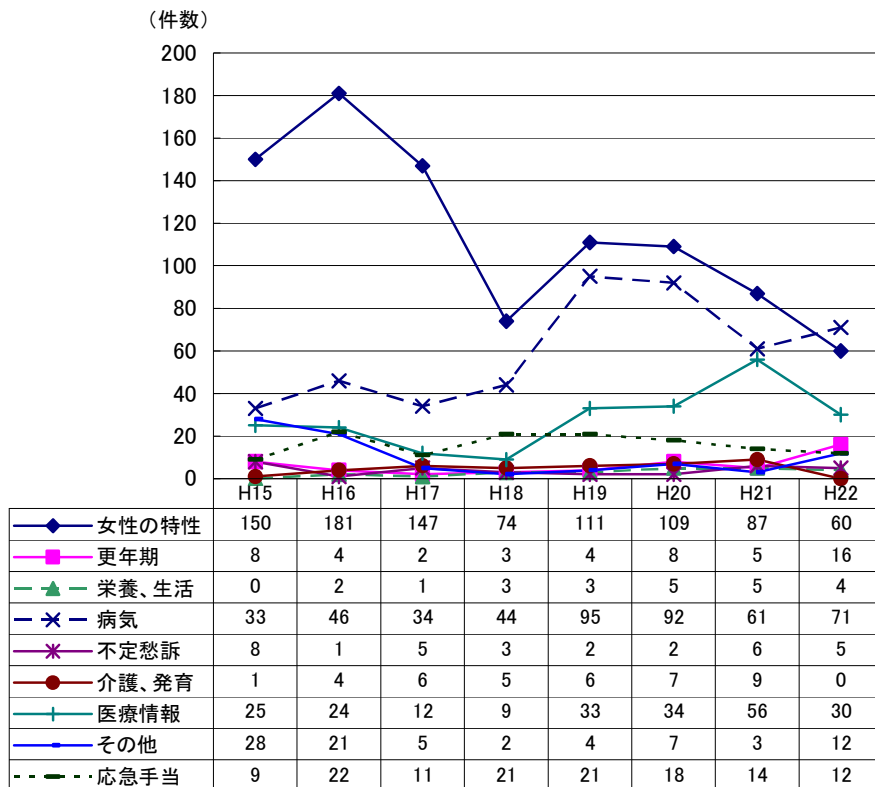
「こころとからだの健康相談」のうち、主訴「健康」の細目別相談件数の推移を図2-11に示す。

主訴「健康」は平成22年度210件である。

その細目別にみると、平成22年度は「病気」が最も多く71件である。

「女性の特性」は平成21年度までは最も多かったが、相談窓口の充実、入手できる情報の増加などによるものと考えられるが、平成22年度は60件と平成16年度（181件）の三分の一にまで相談件数が減少した。

図2-11 主訴「健康」細目別相談件数の推移（平成15年度～平成22年度）



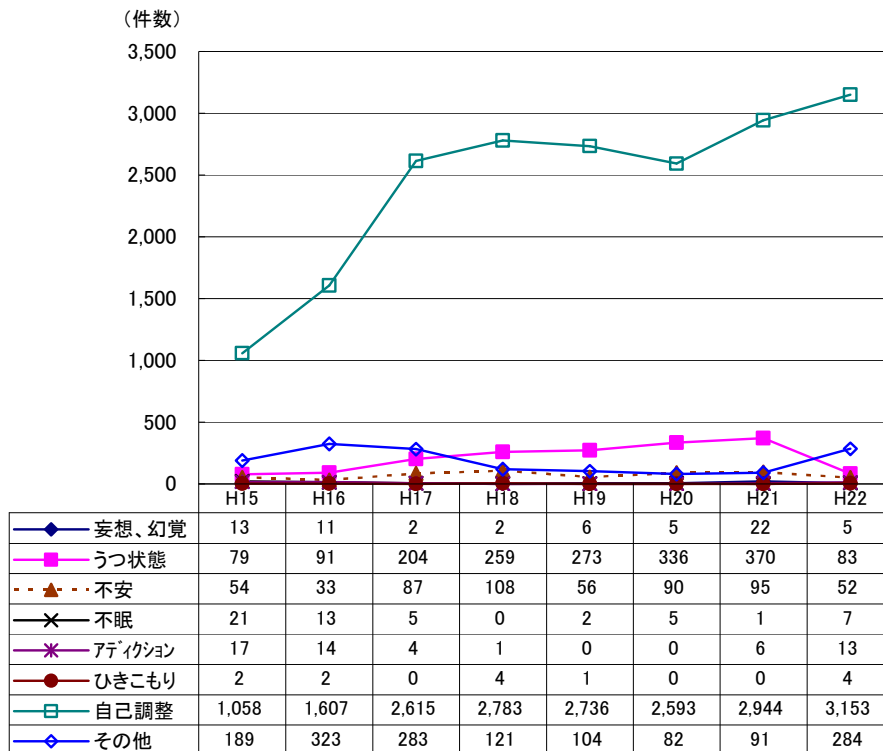
(2) 主訴「精神保健」

「こころとからだの健康相談」のうち、主訴「精神保健」の細目別相談件数の推移を図2-12に示す。

その細目別にみると、「自己調整」が最も多く、その推移をみると平成17年度2,615件と前年度より約千件増加し、その後も増加傾向にあり平成22年度3,153件（主訴「精神保健」の約95%）となっている。

* 自己調整：病院に通院し服薬はしているが 電話で話すことにより納得・安定されるもの。

図2-12 主訴「精神保健」細目別相談件数の推移（平成15年度～平成22年度）



ア 主訴「精神保健」細目「自己調整」の年代別件数

主訴「精神保健」細目「自己調整」の年代別件数を図2-13に示す。

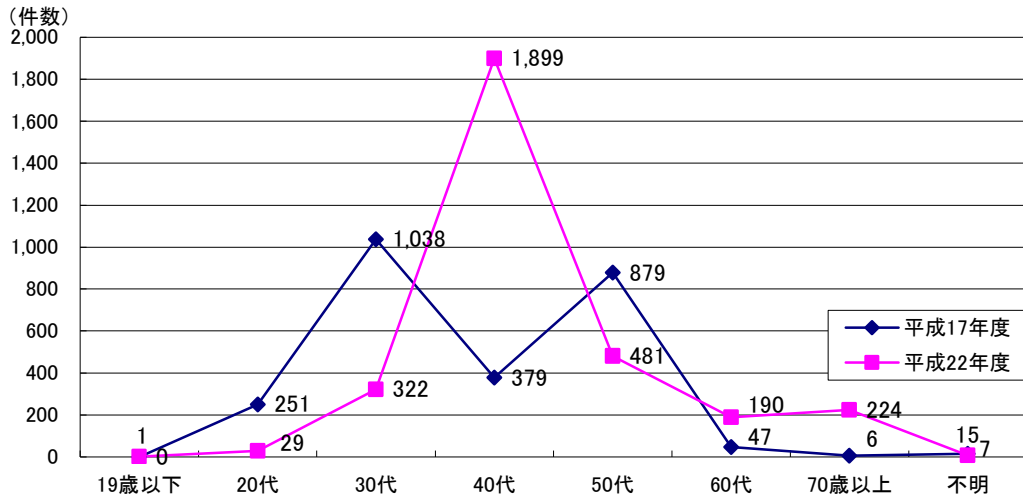
「自己調整」の相談件数は平成17年度2,615件から平成22年度3,153件と538件増加し、1.2倍となった。

平成17年度と平成22年度の年代別の割合の比較では、40代が379件から1,899件と5倍に増加している。

その一方で、30代が1,038件から322件に減少した。

これは、前述した近年の未婚化・晩婚化・晩産化の影響で、女性が抱える悩みも30代から40代へそのピークが遅れるようになったものと考えられる。また、「自己調整」の相談者は長期間当センターへ相談する方が多いので、平成17年度30代であった方が平成22年度40代となって相談されていることも考えられる。

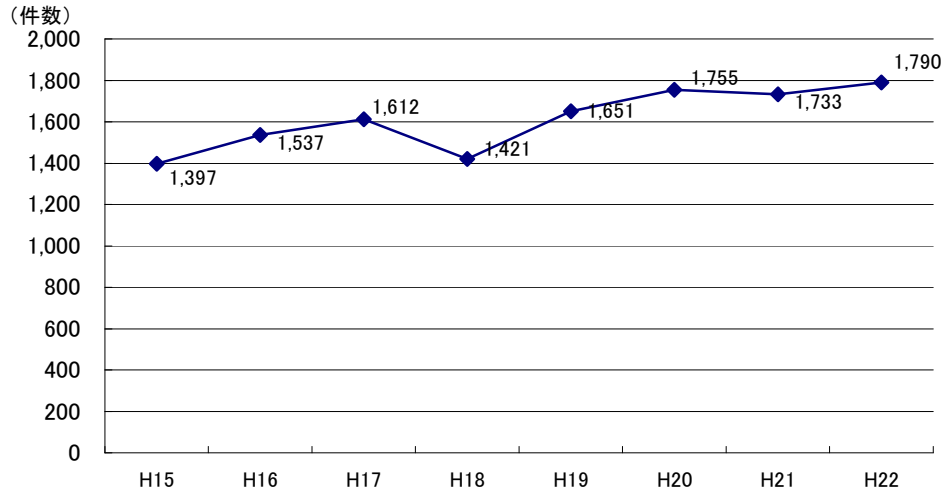
図 2 - 1 3 主訴「精神保健」細目「自己調整」年代別相談件数
(平成 17 年度、平成 22 年度)



(3) 主訴「女性への暴力」

悩み一般・女性への暴力のうち、主訴「女性への暴力」の平成 15 年度以降の推移は 1,300 件台から 1,700 件台で推移しており平成 22 年度 1,790 件である。

図 2 - 1 4 主訴「女性への暴力」相談件数の推移 (平成 15 年度～平成 22 年度)



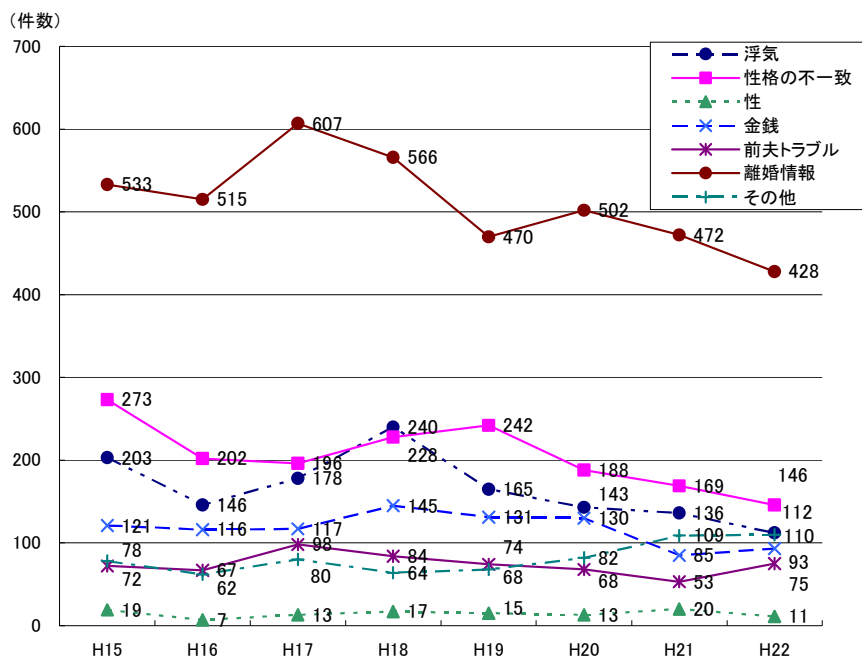
(4) 主訴「夫婦の問題」

悩み一般・女性への暴力のうち、主訴「夫婦の問題」の平成 15 年度以降の状況は 900 件台から 1,300 件台にて推移し、平成 22 年度 975 件である。

ア 主訴「夫婦の問題」の細目別相談件数

主訴「夫婦の問題」の細目別相談件数の推移を図 2 - 1 5 に示す。
細目別では「離婚情報」が最も多く平成 22 年度 428 件（「夫婦の問題」の 44%）である。

図 2-15 主訴「夫婦の問題」細目別相談件数の推移（平成 15 年度～平成 22 年度）



イ 主訴「夫婦の問題」細目別の年代別件数

主訴「夫婦の問題」を細目別にみた相談件数上位 3 項目についての年代別の件数を図 2-16 に示す。3 項目とも平成 17 年度より平成 22 年度の相談件数が減少している。

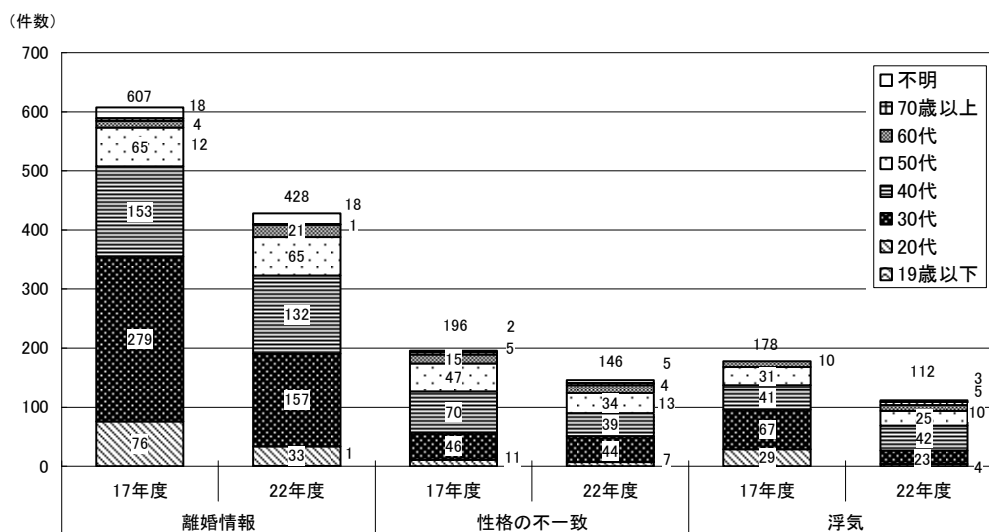
「離婚情報」は平成 17 年度 607 件から平成 22 年度 428 件に減少している。

平成 22 年度の年代別は 30 代が最も多く 157 件（離婚情報全体の 36.7%）、次いで 40 代が 132 件（同 30.8%）、50 代が 65 件（15.2%）である。

平成 17 年度の 30 代から 50 代の状況は、30 代 279 件（離婚情報全体の 46.0%）、40 代 153 件（同 25.2%）、50 代 65 件（同 10.7%）である。

平成 22 年度は平成 17 年度より 30 代の割合が低くなっている一方で、40 代と 50 代の割合が高くなっている。

図 2-16 主訴「夫婦の問題」細目別年代別相談件数（平成 17 年度、平成 22 年度）



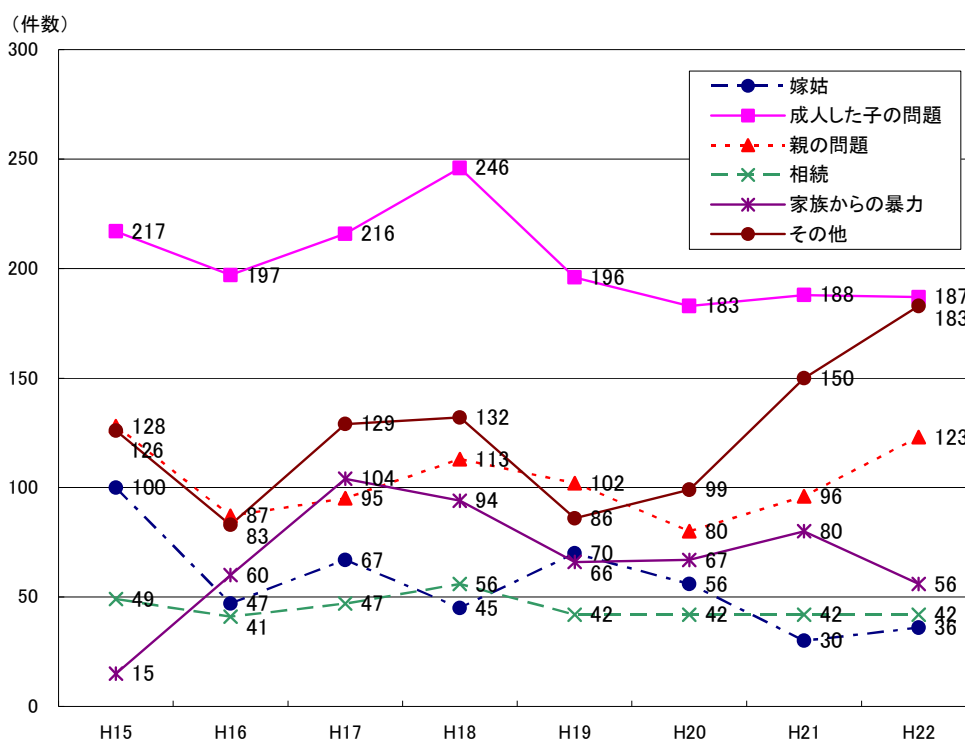
(5) 主訴「家族の問題」

悩み一般・女性への暴力のうち、主訴「家族の問題」の平成15年度以降の状況は500件台から600件台にて推移し、平成22年度627件である。

ア 主訴「家族の問題」の細目別相談件数

主訴「家族の問題」の細目別相談件数の推移を図2-17に示す。
細目別にみると、「成人した子の問題」が最も多く、平成22年度187件である。
次いで「親の問題」が123件、家族からの暴力が56件となっている。

図2-17 主訴「家族の問題」細目別相談件数の推移（平成15年度～平成22年度）



イ 主訴「家族の問題」細目別の年代別相談件数

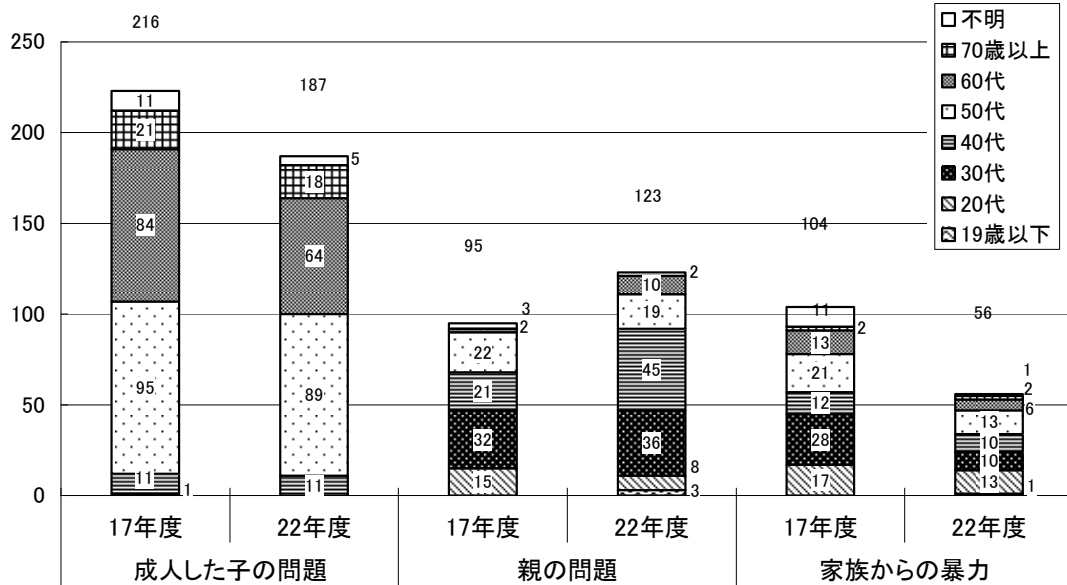
主訴「家族の問題」を細目別にみた相談件数上位3項目についての年代別相談件数を図2-18に示す。

「成人した子の問題」は平成17年度に比べ平成22年度は相談件数が減少した。年代別にみると50代と60代で全体の約8割を占め、傾向に大きな変化はない。

「親の問題」は平成17年度に比べ平成22年度は相談件数が増加した。年代別にみると30代～50代で全体の8割以上を占めることに変わりはないが、平成17年度に30代33.7%、40代22.1%、50代23.2%から、平成22年度には30代29.3%、40代36.6%、50代15.4%と40代の割合が増加している。

平成22年度の「家族からの暴力」は平成17年度の約半分に相談件数が減少した。年代別にみると、平成17年度に20代16.3%、30代26.9%、40代11.5%から、平成22年度には20代23.2%、30代17.9%、40代17.9%と、20代と40代の割合が増加している。

図 2-18 主訴「家族の問題」細目別年代別相談件数（平成 17 年度、平成 22 年度）



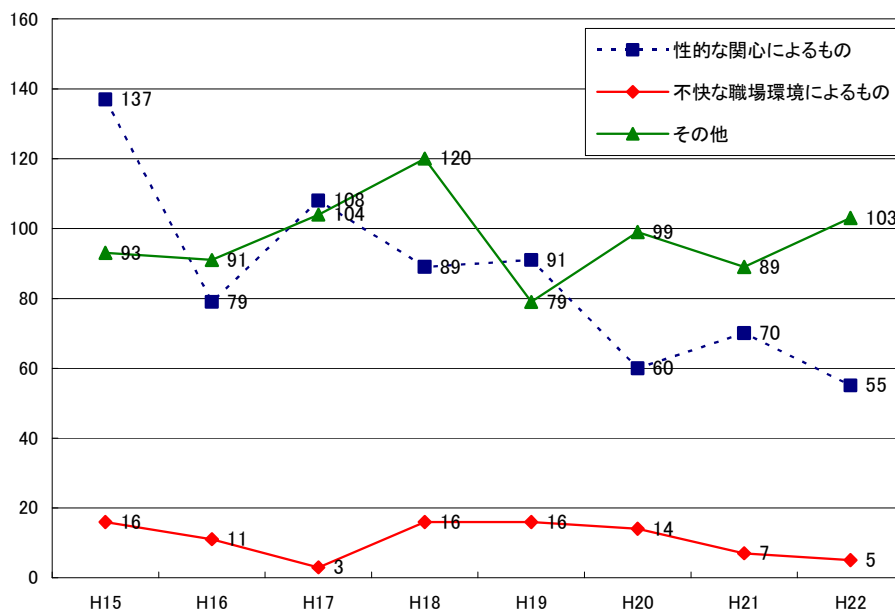
(6) 主訴「セクシュアルハラスメント」

全体としては、平成 15 年度 246 件から平成 22 年度 163 件と減少している。

ア 主訴「セクシュアルハラスメント」の細目別相談件数

主訴「セクシュアルハラスメント」の細目別相談件数の推移を図 2-19 に示す。細目別にみると、「性的な関心によるもの」が最も多いが、減少傾向にあり平成 15 年度 137 件（55.7%）から平成 22 年度 55 件（33.7%）と減少傾向にある。

図 2-19 主訴「セクハラ」細目別相談件数の推移（平成 15 年度～平成 22 年度）
（件数）



イ 主訴「セクシュアルハラスメント」の相談者・被害者年代別構成

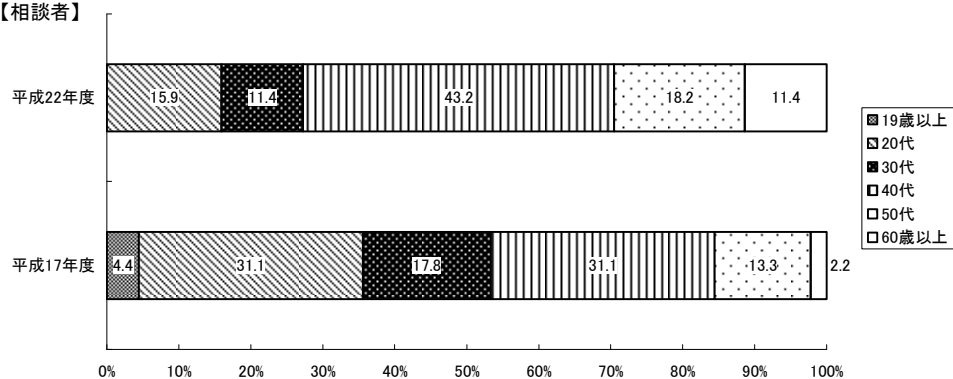
主訴「セクシュアルハラスメント」の相談者と被害者の年代別構成比を図2-20に示す。

相談者の年代別にみると、平成17年度に40代31.1%、50代13.3%、60歳以上2.2%から、平成22年度には40代43.2%、50代18.2%、60歳以上11.4%と40代以上の割合が増加している。

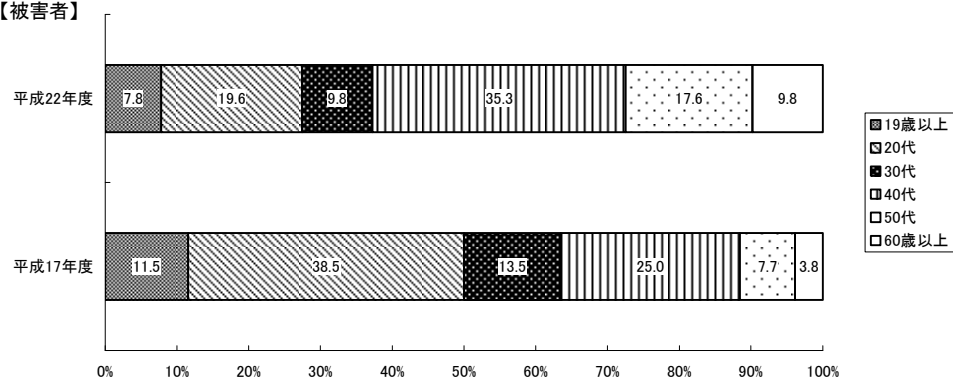
この傾向は被害者の年代別にもみられ、平成17年度に40代25.0%、50代7.7%、60歳以上3.8%から、平成22年度には40代35.3%、50代17.6%、60歳以上9.8%と40代以上の割合が増加している。

図2-20 主訴「セクハラ」相談者・被害者年代別構成比（平成17年度、平成22年度）

【相談者】



【被害者】



3 「ドメスティック・バイオレンス（DV）」相談について

(1) ドメスティック・バイオレンス（DV）について

夫など親密な関係にある者からの暴力「ドメスティック・バイオレンス（以下「DV」という）」は、長い間夫婦喧嘩の延長としてきわめて個人的な問題とされてきたが、平成7（1995）年の第4回世界女性会議（北京会議）以降、女性の人権問題として国際的な共通課題となった。

本県でも、平成9（1997）年2月に策定した「かながわ女性プラン21」の施策の基本方向に、「女性に対するあらゆる暴力の根絶」を掲げた。

当センターでは、「かながわ女性プラン21」を受け、翌平成10（1998）年には、「女性への暴力」に関する調査研究を実施した。この調査研究の中で、本県におけるDVの実態と被害者支援策についてとりまとめ、DV防止のための啓発冊子や、外国人向けリーフレット（8カ国語）を作成し、DV知識の普及や支援窓口の広報を実施してきた。

平成13（2001）年には、配偶者からの暴力防止及び被害者の保護に関する法律（以下「DV防止法」という）が制定され、DVも女性に対する暴力だけでなく、男性への暴力も含むものとされた。

平成14（2002）年には、「配偶者の暴力の被害者は、多くの場合女性であり、経済的自立が困難である女性に対して配偶者が暴力を加えることは、個人の尊厳を害し、男女平等の妨げとなっている。このような状況を改善し、人権の擁護と男女平等の実現を図るためには、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護するための施策を講ずることが必要」（「DV防止法」前文抜粋）であるとの認識に立ち「女性への暴力」の相談窓口を設けた。

(2) 全国のDV相談状況について

内閣府で実施している「配偶者暴力支援センター」における、配偶者からの暴力が関係する相談件数の調査によると、平成22年度の全国の相談件数は77,334件で、平成17年度（52,145件）のおよそ1.5倍となっている。

本県は、平成22年度4,609件（全国の6.0%）で平成17年度（3,053件）のおよそ1.5倍となっている。

全国で20歳以上の男女を対象とした内閣府の「男女間における暴力に関する調査」（平成20年度実施）によると、配偶者からの被害経験（身体的、精神的、性的のいずれか）があると答えた女性は33.2%あり、実に3人に1人の女性が被害を受けたことがあると答えている。

(3) かながわ女性センターのDV相談状況について

当センターの「DV相談」は「一般相談」と「専門相談」からDVに関する相談を別集計したものである。

なお、「DV相談」では、「DV法」に規定の「配偶者」以外の「恋人」など親しい者からの暴力についても相談を受けている。

当センターの平成15年度以降のDV相談件数をみると増加傾向にあり平成22年度2,061件である。

ア DV被害者の年代別相談件数

DV被害者の年代別相談件数の推移を図2-21に示す。

DV被害者を年代別にみると、30代が最も多く、平成15年度以降600件から800件で推移し、平成22年度は692件（「DV」相談の33.6%）である。

2番目に相談件数の多い40代は増加傾向にあり、平成22年度611件（同29.6%）とな

っている。

このように、子育てや子どもへの教育が必要な世代である30代と40代の相談者からの相談件数は全体の6割以上となる。

一方で、20代の相談は、200件前後で推移し、平成22年度218件（同10.6%）である。

20代の相談件数には恋人などから受けるいわゆる「デートDV」によるものが多く含まれていると考えられる。

また、19歳以下の相談件数は数件から20数件と他の世代に比べて少ないものの、これは被害者自身が「デートDV」を受けていることに気付かないなどで相談に至らない方も多くいるものと考えられる。

図2-21 主訴「DV」被害者の年代別相談件数の推移（平成15年度～平成22年度）

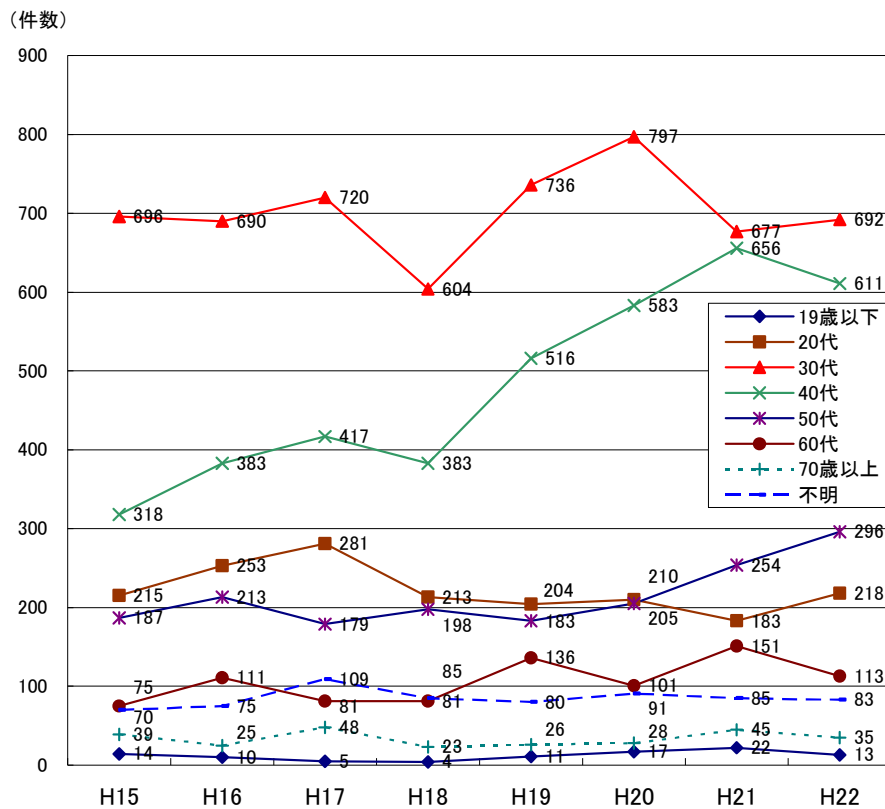
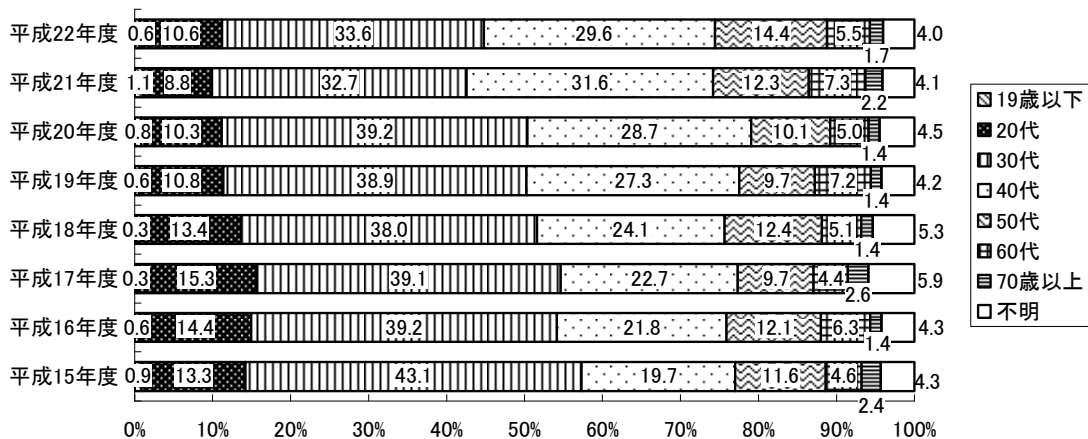


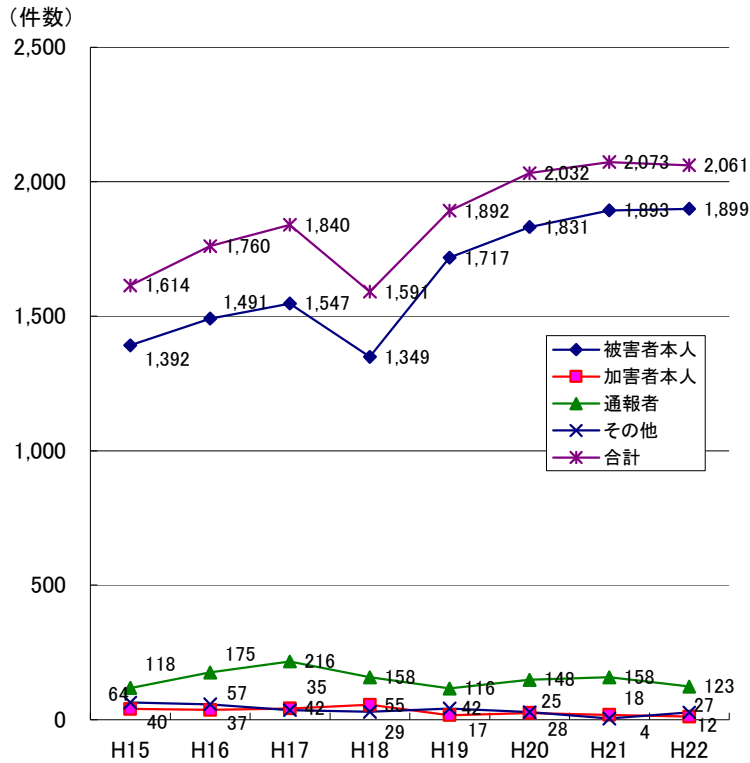
図2-22 主訴「DV」被害者の年代別構成比（平成15年度～平成22年度）



イ 相談者別相談件数

相談者別相談件数の平成15年度以降の推移を図2-23に示す。
相談者別にみると、「被害者本人」の割合が最も多く、平成22年度は1,899件に上る。
また、「通報者」は概ね百件台で推移しており、平成22年度123件である。

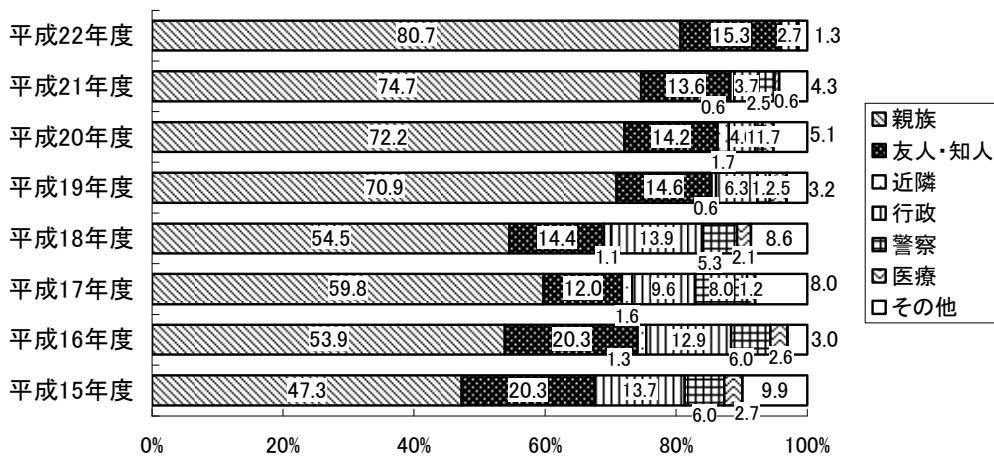
図2-23 主訴「DV」相談者別相談件数の推移（平成15年度～平成22年度）



(ア) 通報者の内訳

通報者は「親族」からが最も多く、平成22年度通報者全体（123人）の8割である。
次に、「友人・知人」で15%である。このように被害者の身近の方からの通報が96%である。
平成15年度は「親族」「友人・知人」からの通報が68%であったことからこの傾向は年々顕著となっている。

図2-24 主訴「DV」通報者の内訳の推移（平成15年度～平成22年度）



ウ 加害者別相談件数

加害者別相談件数の推移を表 2-4 に示す。

加害者別の相談は「配偶者」が最も多く、平成 22 年度 1,754 件で平成 15 年度 1,442 件の 1.2 倍に増加しており、加害者別相談件数の 8 割以上を占める。

「離婚済み」は平成 22 年度 138 件で、平成 15 年度 39 件の 3.5 倍にも増加している。

「恋人」は、平成 22 年度 102 件で、平成 15 年度 69 件の 1.5 倍と増加している。

「配偶者」からの暴力は無論であるが、このように離婚後や結婚前の恋人からの暴力が発生していることは大きな問題である。

表 2-4 主訴「DV」加害者別相談件数の推移（平成 15 年度～平成 22 年度）

項目	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H22 構成比
配偶者	1,442	1,570	1,610	1,405	1,645	1,689	1,800	1,754	85.1
内縁	57	60	51	23	40	81	56	67	3.3
離婚済み	39	52	83	76	128	130	134	138	6.7
届出不明	7	3	16	2	2	3	3	0	0.0
恋人	69	75	80	85	77	129	80	102	4.9
計	1,614	1,760	1,840	1,591	1,892	2,032	2,073	2,061	

エ 暴力のきっかけ別相談件数

暴力のきっかけ別相談件数の状況を表 2-5 に示す。

暴力のきっかけ別相談は、「連れ合いへの不満」が最も多く、平成 22 年度 1,060 件で半数以上を占める。

「理由無し」は平成 20 年度以降増加し、平成 22 年度 458 件（22%）と「不明」を除き 2 番目に多い。そのほかに「酒」は平成 22 年度 386 件（19%）、「仕事上のストレス」212 件（10%）などが暴力のきっかけとなっている。

表 2-5 主訴「DV」暴力のきっかけ別相談件数の状況（平成 15 年度～平成 22 年度）

	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H22 構成比
酒	278	302	335	244	—	253	266	386	18.7
その他の嗜癖	40	31	43	34	—	78	90	85	4.1
借金・生活苦	52	68	79	109	—	124	132	99	4.8
連れ合いへの不満	735	808	877	902	—	1,229	1,197	1,060	51.4
仕事上のストレス	208	185	209	182	—	285	335	212	10.3
理由無し	305	313	301	276	—	570	648	458	22.2
その他	210	301	289	220	—	334	493	300	14.6
不明	360	438	408	323	—	357	434	585	28.4
暴力計	1,614	1,760	1,840	1,591	1,892	2,032	2,073	2,061	

※一つの「DV」相談に対して複数の項目があるため計とは合わない。

※平成 19 年度の内訳はなし。

オ 暴力の種類別相談件数

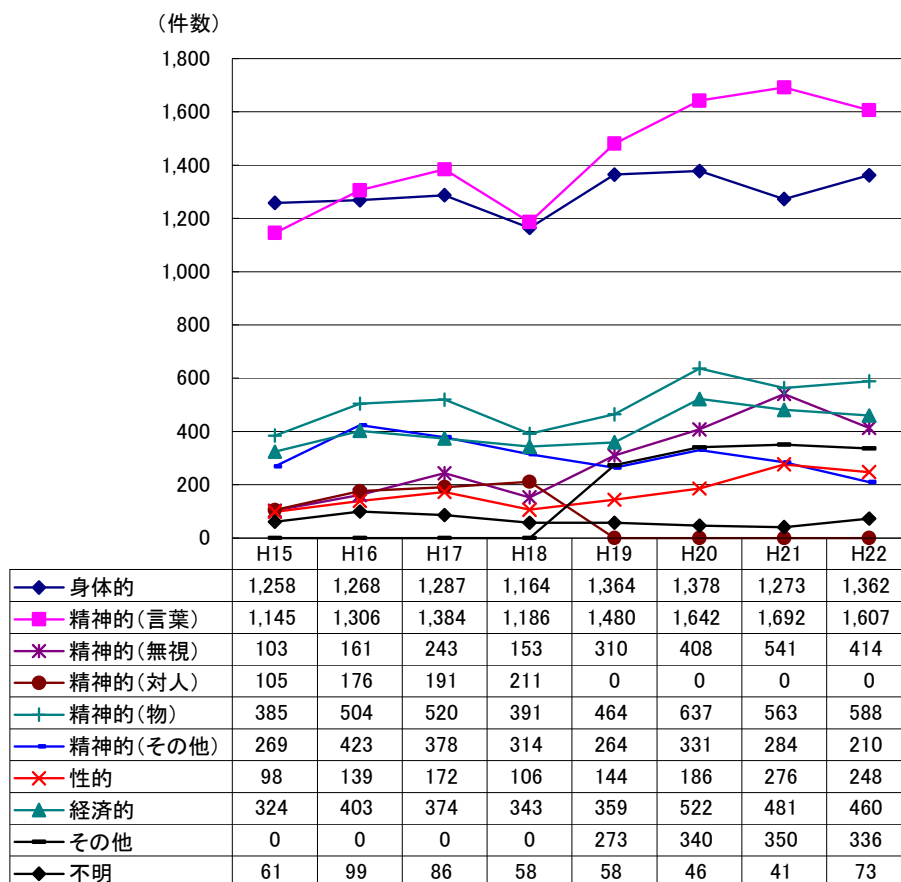
暴力の種類別相談件数の状況を図2-25に示す。

暴力の種類別にみると、平成16年度以降「精神的（言葉）」が最も多くなり、平成22年度1,607件で「DV」相談全体の78%が該当する。

次に「身体的」が平成22年度1,362件と2番目に多く、「DV」相談全体の66%が該当する。平成15年度以降の状況をみても、1,100件以上で推移しており、「身体的」暴力はときには生命の危険にも及ぶことから深刻な状況である。

なお、「DV」は「身体的」「精神的」「性的」「経済的」など複数の暴力が一つの案件に含まれることが多い。

図2-25 主訴「DV」暴力の種類別相談件数の状況（平成15年度～平成22年度）



カ 世代別暴力の種類別件数

被害者の世代別で相談件数が多い20代から50代の暴力の種類別状況を表2-6に示す。

各世代とも、「身体的」暴力と「言葉」の暴力が6割から8割と高い比率である

20代は、「身体的」暴力と「言葉」の暴力に次いで、「物」「無視」の順である。

30代は、同じく「物」「経済的」の順である。

40代は、同じく「物」「無視」の順である。

50代は、同じく「経済的」「無視」の順である。

以上のように、各世代共に「身体的」暴力と「言葉」の暴力割合は高いものの、それ以外の暴力は世代により違いがある。

表 2-6 主訴「DV」被害者の世代別暴力の種類別状況（平成 22 年度）

項目	20代		30代		40代		50代		
	件数	%	件数	%	件数	%	件数	%	
身体的	162	74.3	434	62.7	390	63.8	203	68.6	
精神的	言葉	156	71.6	578	83.5	482	78.9	237	80.1
	無視	35	16.1	116	16.8	140	22.9	91	30.7
	物	42	19.3	223	32.2	207	33.9	67	22.6
	その他	32	14.7	62	9.0	62	10.1	30	10.1
性的	18	8.3	108	15.6	72	11.8	43	14.5	
経済的	31	14.2	158	22.8	128	20.9	105	35.5	
その他	30	13.8	151	21.8	86	14.1	49	16.6	
不明	5	2.3	16	2.3	35	5.7	5	1.7	
暴力計	218		692		611		296		

※一つの「DV」相談に対して複数の項目があるため計とは合わない。

キ その他の被害者の状況

配偶者等とは別のその他の被害者の状況を表 2-7 に示す。

その他の被害者では「子ども」が最も多く、年々増加しており平成 22 年度 863 件で「DV」相談全体の 4 割以上が該当する。年少の「子ども」が「DV」被害を受けるとその後の成長に悪影響を与えるといわれており、深刻な状況である。

表 2-7 主訴「DV」その他の被害者の状況（平成 15 年度～平成 22 年度）

項目	H15		H16		H17		H18		H19		H20		H21		H22	
	件数	%	件数	%	件数	%	件数	%	件数	%	件数	%	件数	%	件数	%
子ども	292	18.1	511	29.0	558	30.3	476	29.9	697	36.8	776	38.2	781	37.7	863	41.9
親	4	0.2	2	0.1	21	1.1	5	0.3	4	0.2	10	0.5	1	0.0	3	0.1
友人	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	2	0.1	2	0.1	3	0.1	0	0.0
その他	4	0.2	3	0.2	2	0.1	1	0.1	1	0.1	3	0.1	9	0.4	1	0.0
計	300	—	516	—	581	—	482	—	704	—	791	—	794	—	867	—
暴力計	1,614	—	1,760	—	1,840	—	1,591	—	1,892	—	2,032	—	2,073	—	2,061	—

* 複数回答

4 頻回通話者について

当センターの電話相談は、原則として1回制であり、いただいた電話1回の中で、その都度問題解決への道を探ろうとするものである。

しかしながら、相談者の中には、電話で話をする事そのものが目的になっており、電話相談によって自身で解決をしようという意図が感じられず、連日のように電話をかけてくる方が存在する。このような方には、1回制という原則からは外れることとはなるが、相談者にとっては人と話をする事のできる数少ない貴重な機会ともなっていることから、回数制限や通話時間制限を設けることで、対応することとしている。

一方、現象としては何回も電話をかけてきているものの、相談内容にはそのつど若干の変化がある方々がいる。

このような方々は悩みを話せる友人がいない、家族や夫婦関係に問題を抱えているという方が多く、また、自分で解決する力が弱く社会資源の活用も少ないため、何か問題に直面すると即刻電話相談となってしまいが、その都度助言や支持を受けることで、そのときの問題は乗り越えられるという特徴が見られる。

このような方々は、電話が目的となっている前述の方々とは別に、電話1回の中で、その都度問題解決を図ろうとする意図が感じられる。

なお、頻回通話者は、当初の相談が「離婚」であったり「夫からの暴力や放擲」であったりし、これらのことから、精神的に不安定な状態が生じ、自己解決能力が低下したり、恐れや不安から外との繋がりが希薄になったりし、結果として、何か問題が起こると電話相談をするという流れをたどっているため、今後も面接相談も視野に入れたバックアップが必要と考えられる。

月に複数回電話相談をしてきている方の相談件数がどのくらいになるかをピックアップしたものを表2-8に示す。平成17年度3,230件（寄与率76.5%）、平成22年度2,658件（寄与率66.1%）と減少しているものの総数に占める割合は依然高い。

この件数の中には、前述の2通りの相談者が含まれているが、「解決の意図が感じられない」相談者は、このうちの1～2割程度と見られる。これら「解決の意図が感じられない」相談者については、これまでもスーパーバイズ（専門家からの指導）を受けながら、時間や回数の制限を設けるなどして対応してきたが、今後も他の相談者の相談を過剰に圧迫することのないよう、また相談者との距離もとりながら対応していく必要がある。

表2-8 頻回通話者件数（平成17年度、平成22年度）

	H17	H22
頻回通話者	3,230	2,658
その他	994	1,364
寄与率	76.5	66.1

* 寄与率は、総数に占める頻回通話者の件数の割合

3章 神奈川県立女性相談所及び県内市町村における相談状況

1 神奈川県立女性相談所の相談状況

「神奈川県立女性相談所（以下「女性相談所」という）」は、配偶者や親しい男性などからの暴力に悩む方、日常生活を送るうえで起こる様々な問題を抱える女性のための相談窓口である。

(1) 女性相談所の相談状況について

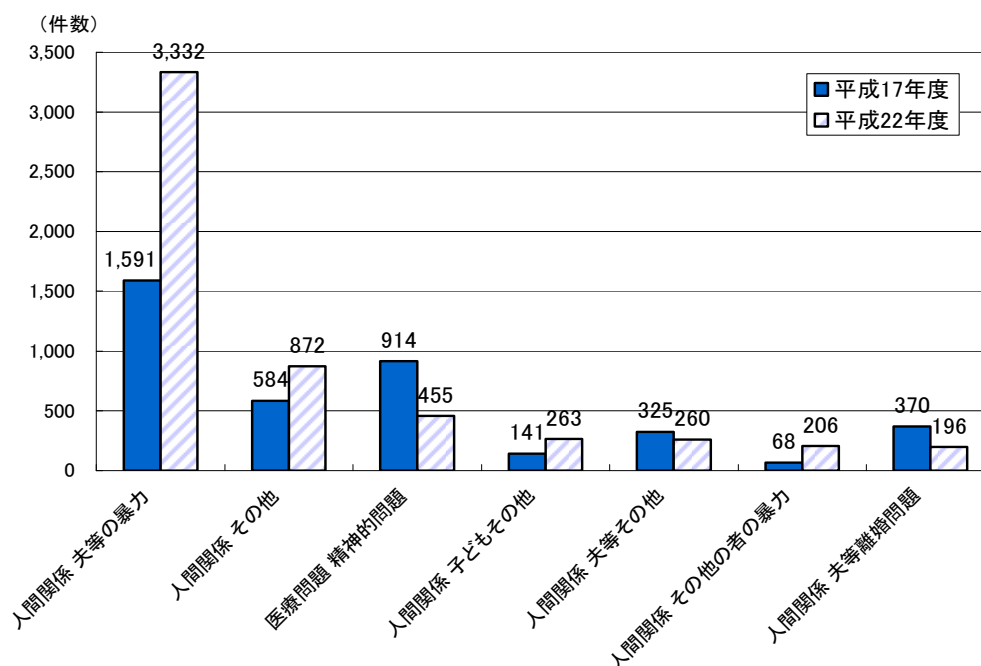
平成 17 年度と平成 22 年度の女性相談所の主訴別相談件数（電話相談）の状況を、平成 22 年度の相談件数上位 7 項目について比較した。（図 3-1）

最も相談件数が多かったのは平成 17 年度、平成 22 年度ともに「人間関係夫等の暴力」であり、平成 17 年度 1,591 件、平成 22 年度 3,332 件と 2 倍以上に増加している。

次の「人間関係その他」は、平成 17 年度 584 件、平成 22 年度 872 件と 1.5 倍に増加している。平成 17 年度よりも平成 22 年度の相談件数が増加しているその他の項目は「人間関係子どもの問題」、「人間関係その他の者の暴力」であり、2 倍以上増加した結果、上位相談項目のひとつとなった。

また、「医療問題精神的問題」、「人間関係夫等その他」、「人間関係夫等離婚問題」については平成 17 年度よりも平成 22 年度の相談件数が減少している。

図 3-1 女性相談所の主訴別相談件数の状況（平成 17 年度、平成 22 年度）



* 件数の多いもの 7 項目をグラフにした

(2) 女性相談所の相談件数の状況について

ア 電話相談件数の状況

女性相談所では、かながわ県民センター内の配偶者暴力相談支援センターにおいて電話による相談を受け付けている。女性相談所の電話相談件数の推移を表 3-1 に示す。

全体としては、平成 20 年度 5,176 件、平成 21 年度 5,752 件、平成 22 年度 6,189 件と、毎年増加している。

主訴別にみると、「人間関係」の「夫等の暴力」が最も多く平成 20 年度 3,132 件（電話相

談全体の60.5%)、平成21年度3,409件(同59.3%)、平成22年度3,332件(53.8%)と電話相談全体の半数以上を占める。

「経済関係」は、平成20年度44件(0.9%)、平成21年度41件(0.7%)、平成22年度38件(0.6%)である。

「医療関係」は、平成20年度312件(6.0%)、平成21年度275件(4.8%)、平成22年度478件(7.7%)であり、その中の9割近くが「精神的問題」である。

表3-1 電話相談件数の推移(平成20年度～平成22年度)

			平成20年度		平成21年度		平成22年度	
			件数	%	件数	%	件数	%
人間関係	夫等	夫等の暴力	3,132	60.5	3,409	59.3	3,332	53.8
		酒乱・薬物中毒	2	0.0	3	0.1	32	0.5
		離婚問題	131	2.5	131	2.3	196	3.2
		その他	219	4.2	261	4.5	260	4.2
	子ども	子どもの暴力	39	0.8	39	0.7	40	0.6
		養育困難	0	0.0	0	0.0	1	0.0
		その他	127	2.5	162	2.8	263	4.2
	親族	親の暴力	81	1.6	73	1.3	98	1.6
		その他の親族の暴力	50	1.0	59	1.0	89	1.4
		その他	182	3.5	292	5.1	196	3.2
		家庭不和	19	0.4	139	2.4	32	0.5
		その他の者の暴力	141	2.7	7	0.1	206	3.3
		男女問題	58	1.1	35	0.6	34	0.5
		その他	631	12.2	805	14.0	872	14.1
小計			4,812	93.0	5,415	94.1	5,651	91.3
住居問題			3	0.1	12	0.2	16	0.3
帰住先なし			5	0.1	9	0.2	6	0.1
経済関係	生活困窮		13	0.3	13	0.2	23	0.4
	サラ金 借金		9	0.2	9	0.2	5	0.1
	求職		9	0.2	5	0.1	1	0.0
	その他		13	0.3	14	0.2	9	0.1
小計			44	0.9	41	0.7	38	0.6
医療関係	病気		14	0.3	18	0.3	12	0.2
	精神的問題		273	5.3	241	4.2	455	7.4
	妊娠・出産		8	0.2	4	0.1	5	0.1
	その他		17	0.3	12	0.2	6	0.1
小計			312	6.0	275	4.8	478	7.7
不純異性交遊			0	0.0	0	0.0	0	0.0
売春強要			0	0.0	0	0.0	0	0.0
ヒモ・暴力団関係			0	0.0	0	0.0	0	0.0
5条違反			0	0.0	0	0.0	0	0.0
人身取引			0	0.0	0	0.0	0	0.0
合計			5,176	100.0	5,752	100.0	6,189	100.0

イ 面接相談件数の状況

女性相談所では、電話相談のほか、配偶者や親しい男性などからの暴力問題について面接による相談を受け付けている。女性相談所の面接相談件数の推移を表3-2に示す。

全体としては、平成20年度1,575件、平成21年度1,288件、平成22年度1,028件となっている。

主訴別にみると、「人間関係」の「夫等の暴力」が最も多く、平成20年度1,190件（面接相談全体の75.6%）、平成21年度1,032件（同80.1%）、平成22年度794件（同77.2%）と面接相談全体の7割以上を占める。

次いで、「帰宅先なし」が多く平成22年度128件（同12.5%）である。

表3-2 面接相談件数の推移（平成20年度～平成22年度）

		平成20年度		平成21年度		平成22年度		
		件数	%	件数	%	件数	%	
人間関係	夫等	夫等の暴力	1,190	75.6	1,032	80.1	794	77.2
		酒乱・薬物中毒	4	0.3	0	0.0	0	0.3
		離婚問題	40	2.5	5	0.4	6	0.3
		その他	4	0.3	2	0.2	1	0.1
	子ども	子どもの暴力	23	1.5	19	1.5	17	1.7
		養育困難	0	0.0	0	0.0	0	0.0
		その他	0	0.0	4	0.3	1	0.1
	親族	親の暴力	14	0.9	10	0.8	15	1.5
		その他の親族の暴力	7	0.4	5	0.4	14	1.4
		その他	0	0.0	0	0.0	0	0.0
	交際相手	交際相手からの暴力	-	-	-	-	6	0.6
		同性の交際相手からの暴力	-	-	-	-	0	0.0
		その他	-	-	-	-	0	0.0
	家庭不和	2	0.1	0	0.0	0	0.0	
	その他の者の暴力	9	0.6	2	0.2	6	0.6	
	男女問題	2	0.1	0	0.0	0	0.0	
	その他	1	0.1	1	0.1	5	0.5	
	小計		1,296	82.3	1,080	83.9	865	84.1
	住居問題		6	0.4	17	1.3	3	0.3
帰宅先なし		196	12.4	141	10.9	128	12.5	
経済関係	生活困窮	2	0.1	0	0.0	0	0.0	
	サラ金 借金	0	0.0	0	0.0	6	0.6	
	求職	6	0.4	5	0.4	3	0.3	
	その他	2	0.1	3	0.2	0	0.0	
小計		10	0.6	8	0.6	9	0.9	
医療関係	病気	3	0.2	4	0.3	3	0.3	
	精神的問題	27	1.7	11	0.9	7	0.7	
	妊娠・出産	23	1.5	12	0.9	10	1.0	
	その他	3	0.2	8	0.6	3	0.3	
小計		56	3.6	35	2.7	23	2.2	
不純異性交遊		0	0.0	0	0.0	0	0.0	
売春強要		3	0.2	2	0.2	0	0.0	
ヒモ・暴力団関係		0	0.0	0	0.0	0	0.0	
5条違反		0	0.0	0	0.0	0	0.0	
人身取引		8	0.5	5	0.4	0	0.0	
合計		1,575	100.0	1,288	100.0	1,028	100.0	

(3) 女性センターと女性相談所のデータ比較について

女性センターと女性相談所では、主訴分類やその他の集計項目が異なるため、単純比較は出来ないが、相談種類について比較した。

ア 相談種類の比較

女性センターと女性相談所の電話相談と面接相談の件数についてその構成を比較したものを図3-2に示す。

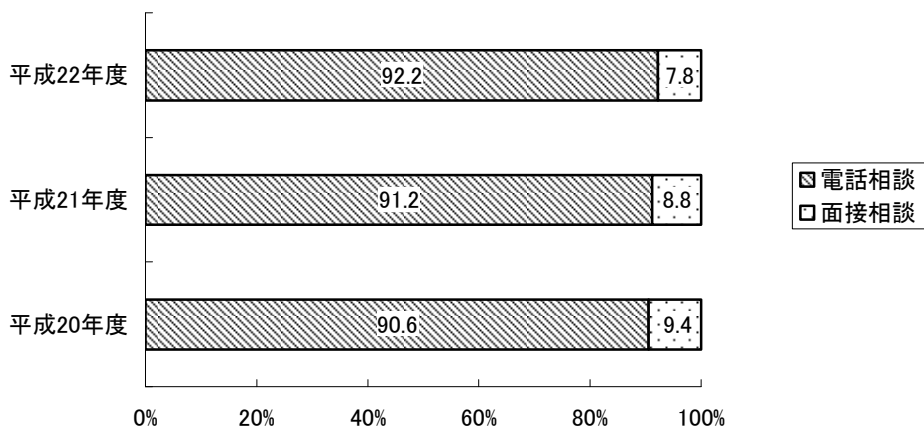
女性センターは平成20年度90.6%、平成21年度91.2%、平成22年度92.2%。

女性相談所は平成20年度76.7%、平成21年度81.7%、平成22年度85.8%。

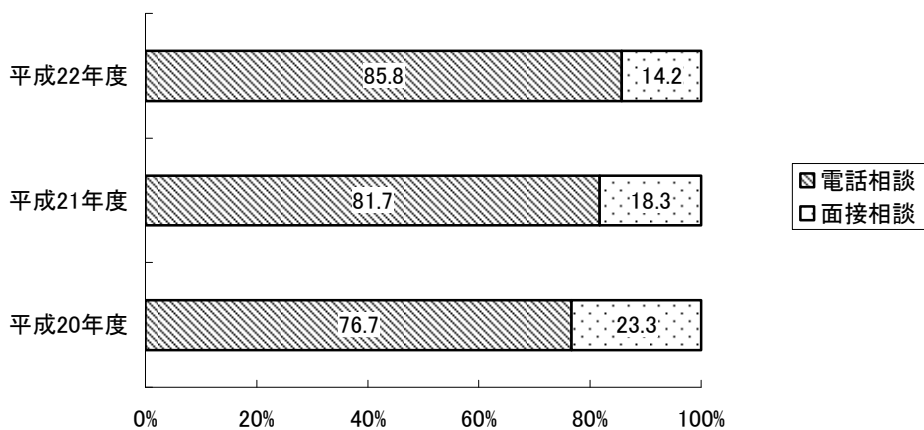
どちらも電話相談の割合が高くなっている。

図3-2 電話相談と面接相談の構成比（女性センター・女性相談所）

【女性センター】



【女性相談所】



2 県内市町村の相談状況

県内市町村の女性相談窓口状況を把握することにより、本県の女性が抱える課題を抽出するとともに、関係機関等との連携強化等を視野に入れた今後の施策の方向性等を検討することを目的とし、アンケートを実施した。

(1) 県内市町村の相談体制について

県内市町村（33市町村）に女性相談窓口の有無を確認したところ、「窓口あり」が22市町村、「窓口なし」が11市町村であった。

また、当センターと同様な「一般相談」と「専門相談」の区分の有無を確認したところ、女性相談窓口のある22市町村中、「区分している」が8市町村、「区分していない」が14市町村であった。

ア 一般相談の相談体制

女性相談窓口のある22市町村の中で、4区分の相談内容で最も多いものは「女性への暴力相談」で19市町村で行っており、以下「悩み一般相談」18市町村、「こころとからだの健康相談」「セクシュアルハラスメント相談」12市町村であった。

相談員の配置は、非常勤だけの配置が22市町村中、11市町村で最も多かった。

○一般相談（22市町村）

項目	内容
①相談内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ こころとからだの健康相談：12市町村 ・ 女性への暴力相談：19市町村 ・ 悩み一般相談：18市町村 ・ セクシュアルハラスメント相談：12市町村
②相談曜日	市町村によって異なる
③相談員配置状況	<ul style="list-style-type: none"> ・ 正規職員だけを配置：5市町村 ・ 非常勤職員・委託・嘱託だけを配置：11市町村 ・ 両者を配置：6市町村
④相談員の保有資格	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保健師：3市町村 ・ 社会福祉士：3市町村 ・ 精神保健福祉士：2市町村 ・ 臨床心理士：1市町村 ・ 心理カウンセラー：3市町村 ・ その他：産業カウンセラー、教諭、ヘルパー2級、保育士、社会福祉主事、介護福祉士
その他特記事項	

イ 専門相談の相談体制

女性相談窓口があり専門相談を行っている8市町村の中で、3市町村が「法律相談」、1市町村が「高齢者虐待」の相談窓口を設けており、その他の市町村では特に区分を設けていない。

相談員の保有資格は、法律相談では弁護士、高齢者虐待では保健師または社会福祉士、その他、精神科医、大学教員や人権擁護委員等の有識者である。

○専門相談（8市町村）

項目	内容
①相談内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 法律相談：3市町村 ・ 高齢者虐待：1市町村 ・ 特に区分なし：4市町村
②相談曜日	市町村によって異なる
③相談員数・配置状況	<ul style="list-style-type: none"> ・ 正規職員だけを配置：0市町村 ・ 非常勤職員だけを配置：8市町村 ・ 両者を配置：0市町村
④相談の保有資格	<ul style="list-style-type: none"> ・ 法律：弁護士 ・ 高齢者虐待：保健師または社会福祉士 ・ その他：精神科医、大学教員や人権擁護委員等の有識者
その他特記事項	

（2）県内市町村の相談件数の状況について

ア 一般相談件数の状況

市町村ごとに対応されている相談内容は異なるが、女性相談窓口のある県内22市町村の一般相談件数の合計数の推移を表3-3に示す。

一般相談件数は、平成20年度20,375件、平成21年度19,438件、平成22年度20,340件と、毎年度2万件前後の相談が寄せられている。

4項目に主訴別を分類したところ、「悩み一般相談」は平成20年度7,504件（全件数の36.8%）、平成21年度7,834件（40.3%）、平成22年度8,256件（40.6%）と平成22年度が最も多い。

「こころとからだの健康相談」は平成20年度8,836件（43.4%）、平成21年度7,599件（39.1%）、平成22年度8,020件（39.4%）であり、「悩み一般相談」と「こころとからだの健康相談」はそれぞれ全体の約4割を占めている。

また、平成22年度「女性への暴力相談」は4,033件（19.8%）「セクシュアルハラスメント相談」は31件（0.2%）となっている。

表3-3 一般相談件数の推移（平成20年度～平成22年度）

	平成20年度		平成21年度		平成22年度	
	件数	%	件数	%	件数	%
こころとからだの健康相談	8,836	43.4	7,599	39.1	8,020	39.4
女性への暴力相談	4,010	19.7	3,980	20.5	4,033	19.8
悩み一般相談	7,504	36.8	7,834	40.3	8,256	40.6
セクシュアルハラスメント相談	25	0.1	25	0.1	31	0.2
計	20,375	100.0	19,438	100.0	20,340	100.0

（ア）一般相談件数の年代別状況

一般相談件数の年代別状況を表3-4に、構成比を図3-3示す（年代別データのない市町村は「不明」としている）。

一般相談件数の年代別は、40代が4,293件（33.1%）と最も多く次いで30代3,862件（29.8%）、50代2,004件（15.5%）の順である。

4項目別でみると、「こころとからだの健康相談」は、40代1,125件（37.4%）が最も多く、次いで30代720件（23.9%）、50代571件（19.0%）と続く。

「悩み一般相談」も同様に40代2,424件（34.3%）が最も多く、次いで30代1,927件（27.3%）、50代1,226件（17.3%）と続く。

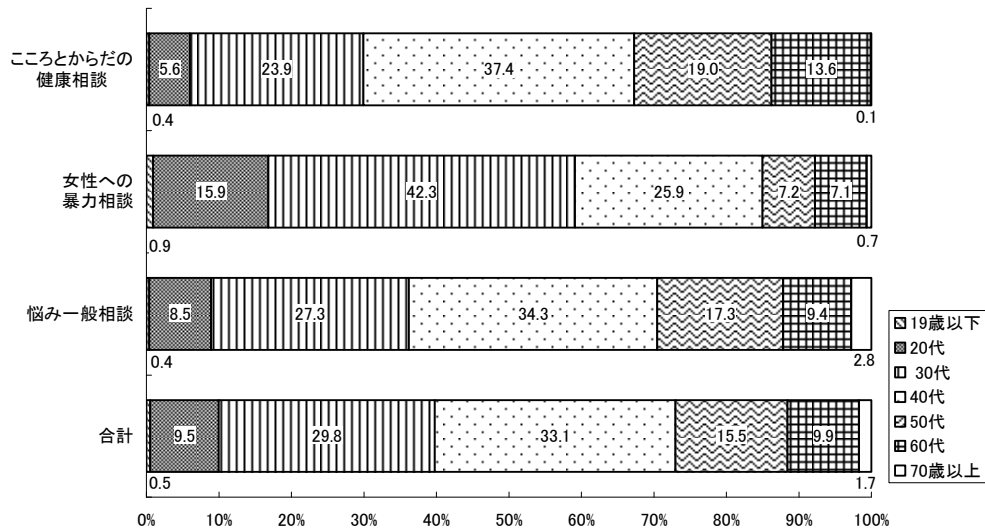
「女性への暴力」は、30代1,215件（42.3%）が最も多く、次いで40代744件（25.9%）、20代457件（15.9%）である。

表 3-4 一般相談件数の年代別状況（平成 22 年度）

(件)

	19歳以下	20代	30代	40代	50代	60代	70歳以上	不明	合計
こころとからだの健康相談	13	168	720	1,125	571	411	3	5,009	8,020
女性への暴力相談	26	457	1,215	744	207	205	19	1,160	4,033
悩み一般相談	27	604	1,927	2,424	1,226	663	198	1,187	8,256
セクシュアルハラスメント相談	0	0	0	0	0	0	0	31	31
計	66	1,229	3,862	4,293	2,004	1,279	220	7,387	20,340

図 3-3 一般相談件数の年代別構成比（平成 22 年度）



イ 専門相談件数の状況

市町村ごとに対応されている相談内容は異なるが、女性相談窓口があり、専門相談を行っている県内 8 市町村の専門相談件数の合計数の推移を表 3-5 に示す。

専門相談件数は、平成 20 年度 702 件、平成 21 年度 721 件、平成 22 年度 570 件となっている。

主訴別にみると、「法律相談」は、平成 20 年度 450 件 (64.1%)、平成 21 年度 447 件 (62.0%)、平成 22 年度 343 件 (60.2%) である。

「精神保健相談」は、1 市町村で行っており、平成 22 年度 27 件である。

また、その他は「高齢者虐待相談」、「医師相談」などである。

表 3-5 専門相談件数の推移（平成 20 年度～平成 22 年度）

	平成 20 年度		平成 21 年度		平成 22 年度	
	件数	%	件数	%	件数	%
法律相談	450	64.1	447	62.0	343	60.2
夫婦・家族のトラブル相談	0	0.0	0	0.0	0	0.0
精神保健相談	0	0.0	0	0.0	27	4.7
メンタルケア	0	0.0	0	0.0	0	0.0
DV 自助グループ	0	0.0	0	0.0	0	0.0
その他	252	35.9	274	38.0	200	35.1
計	702	100.0	721	100.0	570	100.0

(ア) 専門相談件数の年代別状況

専門相談件数の年代別状況を表3-6に示す(年代別データのない市町村は「不明」としている)。

40代54件(33.0%)が最も多く、次いで30代45件(28.1%)、20代と60代が20件、19件(13.0%)と続く。

表3-6 専門相談件数の年代別状況(平成22年度)

	19歳以下	20代	30代	40代	50代	60代	70歳以上	不明	合計
法律相談	0	20	45	54	16	19	1	188	343
夫婦・家族のトラブル相談	0	0	0	0	0	0	0	0	0
精神保健相談	0	0	0	0	0	0	0	27	27
メンタルケア	0	0	0	0	0	0	0	0	0
DV自助グループ	0	0	0	0	0	0	0	0	0
その他	0	4	7	7	6	5	1	170	200
計	0	24	52	61	22	24	2	385	570

(3) 女性センターと市町村のデータ比較について

女性センターと市町村では、主訴分類やその他の集計項目が異なるため、単純比較は難しい。以下、2種の比較を行った。

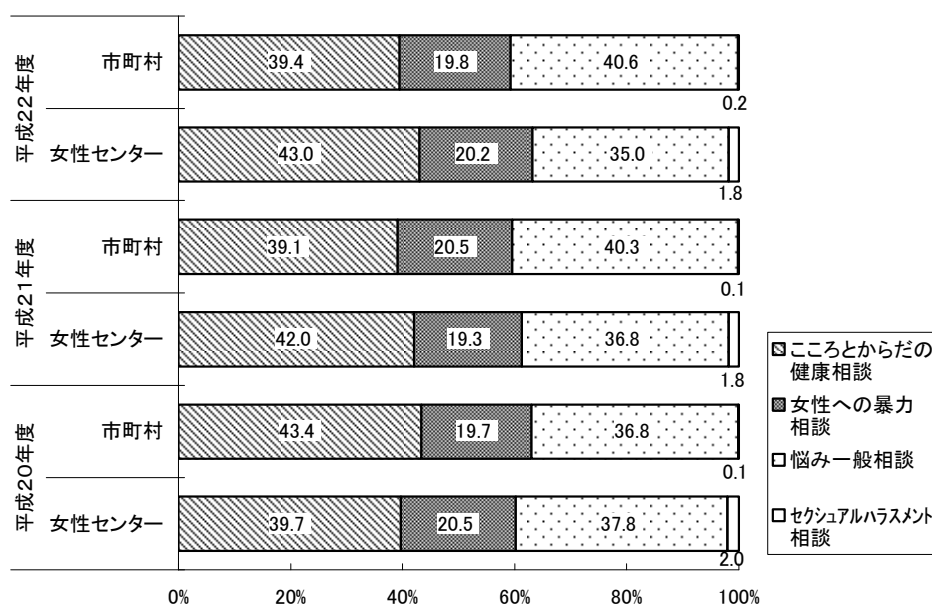
ア 相談項目の比較

女性センター(電話相談と面接相談の合計)と市町村の相談項目別構成を比較したものを図3-4に示す。

女性センター、市町村とも同じ傾向がみられ、「こころとからだの健康相談」と「悩み一般相談」が約4割、「女性への暴力相談」が約2割となっている。

このように相談項目別においては女性センターと市町村に大きな違いは見られなかった。

図3-4 女性センターと市町村との相談項目別構成比(平成20年度~平成22年度)



イ 年齢別比較

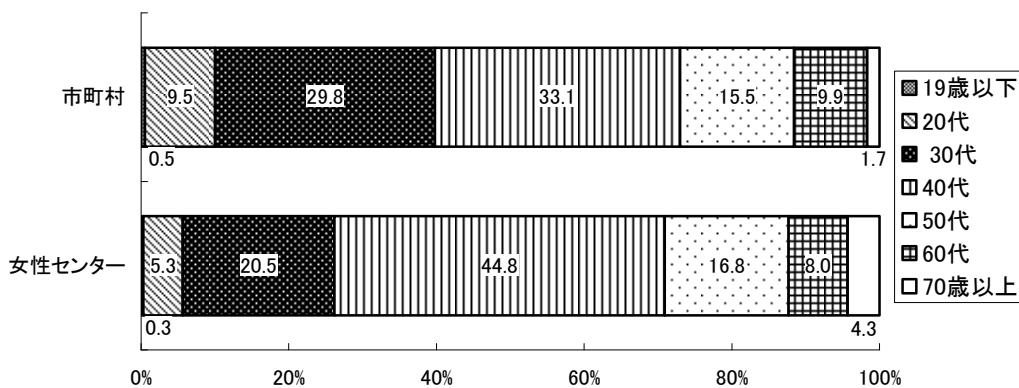
女性センターと市町村の平成 22 年度全体の相談件数の年齢別構成（不明を除く）を比較したものを図 3-5 に示す。

女性センターは、40 代からの相談が最も多く全体の 45% 近くを占め、30 代が 21%、50 代 17% の順である。

市町村はこの順番は変わらないものの、40 代 33%、30 代 30%、50 代 16% と、30 代の占める割合が女性センターより高い（40 代はその割合が女性センターより低い）。

また、20 代の割合は、女性センター 5.3%、市町村 9.5% と市町村への相談割合が高い。

図 3-5 女性センターと市町村との年齢別構成比（平成 22 年度）



4章 学識者、専門相談員による分析・提案と相談現場から

1 学識者、専門相談員による分析・提案

(1) 学識者による分析・提案

相談基礎データから見る今後の課題ー臨床心理学の立場からー

大妻女子大学人間関係学部・青山心理臨床教育センター 福島哲夫

1. 相談内容分析からみる特徴とその背景

まず、表2-1をもとに「一般相談件数の推移」を概観する。前回報告の平成17年度以降の全体的な相談件数は、この10数年の間では平成17年度をピークにやや減少傾向にあるものの平成10年度以降はほぼ一定していると言える。そのような傾向のなかでも「こころとからだの健康相談」と「女性への暴力相談」は平成17年度以降も増加し続け、反対に「悩み一般相談」は減少している。「セクシュアルハラスメント相談」もこの10年間一貫して減少傾向にあることから、かながわ女性センターの機能が「こころとからだの健康相談」と、いわゆるDV相談に特化されてきていることがうかがわれる。

次に図2-7を見ると、一般相談の年代別構成が、以前の30代と50代を二つのピークとする「M字型」から、ここ数年で40代のみをピークとする「ピラミッド型」に変化してきている。この原因が以前の30代が経年によって40代になったためと考えるか、出産子育て年齢をはじめとするさまざまなライフサイクルがより後ろにずれてきているなどにより、現代日本女性の苦しみが40代を中心とするものに変化してきているのかは、にわかには断じ難い。

さらに内容面に関して、表2-3の「主訴別相談件数の推移」を見ると、「こころとからだの健康相談」のうちの「健康」はこの10年間で大幅に減少し、反対に「精神保健」で増加し続けている。これは前回平成17年度までの報告書においても述べたが、この10年の我が国におけるうつ病をはじめとする精神保健の問題の急増と連動しているのはもちろん、上に述べたような、女性センター機能の周知と特化の傾向の一端であると思われる。

このことは、「女性への暴力」が一貫して増加し続けている一方で「夫婦の問題」や「経済の問題」「こころの問題」が減少し続けていることからとも言える。この10年間の我が国のインターネットその他による健康情報の入手しやすさの変化や、各種公的機関による無料相談、健保会社やそれらの委託業務によるEAP(従業員支援プログラム)での相談システムの充実による、役割分化が進んだ結果と考えられる。

2. 短時間相談の増加の問題

全体的な傾向の分析はこの程度にして、ここからはこの5年間の取り組みの評価・点検と今後の課題を述べさせていただく。

まず、第一にあげられるのは上に述べたような女性センター機能の周知と特化により、増えるべき内容の相談件数が増え、インターネットやそれ以外の相談窓口・機関でも得られるようなサービスは減少しているという点は、大いに評価したい。しかしながら、図2-10に見られるように、面接相談における短時間の相談件数の占める割合がこの5年間でかなり増加していることは、危惧せざるを得ない。10分以内の相談が、電話相談においては平成17年度の56.0%が平成22年度で52.3%にわずかに減少しているものの、面接相談においては平成17年度の11.5%が平成22年度で23.3%と約2倍に増加している。

これは、効率優先主義の現代においては一見、望ましい形に見えるが、はたして当センターのような公的相談機関において望ましいと言えるであろうか？

ちなみに筆者が専門とする臨床心理学において「相談」とは、心理的な問題やストレス対処法について、じっくりいっしょに考えることである。その意味で、きちんとした相談が30分以内で終わることはほとんどない。40~50分じっくりと話しあって初めて、多少の成果が上がる場合がほとんどである。筆者自身も「10分以内で相談を切り上げて」と言われて、役に立てるとは到底思えない。それは継続的な精神保健相談においても全く同じである。精神障害の方を継続的に支えるにしてもせいぜい20分から30分は必要なのではないだろうか。

このことは、筆者は20年以上前から折に触れていろいろな場でお話しし、当センターの電

話相談スーパービジョンや研修会でも主張していることである。実際にスーパービジョンや研修会場で語られる相談事例は10分以上かけているものがほとんどなので、ついてつきり「最近、じっくりと取り組んでいる事例が増えた」とすら思っていた程である。

もちろんいたずらに時間をかけるのがいいという訳ではないので、筆者は同様に20年以上前から「1時間を越える相談は、おそらくは繰り返しが多くなっていたり、過度の依存を引き出している可能性が高いので、あまり効果的とは言えない」とも主張しているところである。電話相談においては、相談が成立する前にかけ手に一方的に電話を切られてしまうということがしばしばあり得る。面接相談においても危機対応の場合は短時間になりうる場合もある。しかしながら危機対応や情報提供においても、よほど緊急な場合をのぞいては、事態の本質や利用者の本当のニーズを把握するのに10分以上はかかるものである。以上のような理由から、10分以内の相談を回数や数を多く実施しても、それが到底よいとは思えない。逆に言えば、面接相談で10分未満で終わる相談とはどのようなものであるのかを筆者は知りたい。あるいはここには相談員が面接相談に当てる時間枠の問題や、それ以外にも筆者が知り得ていない事情があるかも知れない。図2-3に見られるように、そもそも面接相談の占める比率があまりにも低いまま推移しているということとも関連しているとも思われる。しかし、比率が低いならなおのこと大切に当たってしかるべきではないだろうか。

ちなみに5年前の本報告書において高塚氏は以下のように指摘している。少し長くなるが重要な指摘であるので、検証を求める意味で引用する。

「現在も実施している相談員による面接相談について、拡充していく方向も視野に入れてはいかかかと考える。受理状況からは、面接相談は全体の5%程度にすぎない。これには、女性センターの電話相談受付時間が、相談員が面接時間にあたる時間を想定していないスケジュールとなっていることが要因として否めない。(中略)

いうまでもなく面接相談では、相談者により密接なサポートを行うことが可能である。相談者の反応を見ながら相談を進めることができることから、相談員にとってはある意味で対応しやすく、またインセンティブも得られやすい手段ともいえよう。相談者は、電話で悩みを聞いてもらい精神的な支えとなってもらっただけではなく、面接において相談員との信頼関係を築いたうえで、じっくりと悩みに向き合ってもらい、自己実現や社会参加のための方策を一緒に探ってもらっことのできる機会を得られる。

また、面接相談は、助言や専門的な対応策が講じた結果についても、把握が容易であり、その結果を更によりよい相談へと繋げていったり、事業化へと役立てていくことも可能である。」(P57)

さらに報告書59ページにおいては、部外者のコメントではなく、内部報告者からの提案として以下のような記述がされている。

「当センターの女性相談は、県内初の女性のための相談施設として、より多くの女性の悩みに向かい合いたいとの考えから、より長く、より多くの相談に対応することを旨としてきた。しかし、県内市町村等の相談機関の設置により、今後はより専門的、具体的な支援に力点を置き、面接相談の充実化を図ることを提案したい。」(P59)

以上のような、提言と提案はその後どのようにになっているのであろうか。このあたりの実情の解明もしくは改善が強く望まれるところである。

3. 相談員の専門性の向上の課題

「2.」の問題とも連動することであるが、相談員の専門性と技量の向上の問題も、大きいと言わざるを得ない。まずは5年前の本報告書において、筆者や高塚氏が提言した課題を振り返ってみたい。

筆者は5年前の本報告書において以下のような課題を提言した。

「・・・どうしても必要になるのが、「相談員の側からの、関わりの程度の適正化の試み」なのである。そのためには「この相談は危機対応の相談なのか、継続的・日常的なサポートなのか」の弁別から始まって、「このかけ手のこの問題には、どの程度じっくり関わるべきか」ということも、ある程度相談員が見通しを立て、それをかけ手との間で確かめながら(いわば「インフォームド・コンセント」のように)実行していくという力量が、どうしても必要となる。」

(P25)

また、高塚氏は以下のように提言している。

「悩みを聴いて、特に対応策は講じなくても、精神的に支えとなればよしとするのであれば、それは民間のボランティア組織に委ねればよいと思われる。公的な機関がそれなりの責任と専門性を生かしながら対応するとすると、少なくとも具体的な対処策を提示し、可能な限りその結果を見極めるような対応方法を研究していくことが求められているのではないだろうか。このようなことから、電話相談における対処方法について、分析に耐えるデータ集積をしていくことは重要であろう。」(P56)

以上のような提言が、この5年間を通じてどの程度生かされてきているであろうか。筆者が継続的にスーパーバイザーとして関わっている電話相談に関して言えば、ゆっくりとではあるが、その方向に向かっているとは言える。面接相談に関しては、全く関与していないので不明であるが、上述のような短時間相談の増加を見ると、はなはだこころもとない思いを禁じ得ない。

今後、相談時間枠のみならず、人事面、体制面、研修制度などすべてを含めて、このような観点からの一層の取り組みが強く望まれるところである。しかも、予算増加を伴わなくてもできることは多いと考える。

4. これからの女性センターに求められるもの

ここまで述べてきたことから、あるいは先に引用した5年前の報告書の内部提案にも明らかのように、市区町村の相談機関に対して指導的な立場に立ちながらより専門的、具体的な支援に力点を置くべきであろう。しかしながら現状は、必ずしもそうなっているとはいえない。それは、基礎データからも、さらには市区町村の相談員から漏れ聞くところからもうかがえることである。繰り返しになるが、人事面、制度面も含めてぜひとも、限られた予算枠の中においてもさらなる充実を期待したい。

5. おわりに

以上、多少厳しいことも述べさせていただいたが、筆者は一貫して当センターの相談事業に大賛成であるし、大いに期待もしている。それはすでに5年前にも指摘したように、現在のわが国の精神医療や精神保健行政が十分でないことが第一の理由である。そして、さらに第二の理由としては、ますます「効率」と「利潤」が追求される世の中になってきて、この効率と利潤に直接つながらない部分や人が切り捨てられる傾向が加速しているからである。このような切捨ては、すでに中高年のうつ病や自殺の増加と少子高齢化、子どものいじめなどの現象として、その反作用が出てきていることは誰もが認めるところとなった。行き過ぎた利潤・効率追求がかえって大きな損失や回り道をすらもたらしているのである。

先に述べたように、この5年間で各種電話相談サービスやEAP事業の一環としての相談業務、さらにはインターネットによる情報提供の機会は飛躍的に増大した。しかしながら、それらの相談・情報提供サービスが必ずしも人間的な信頼関係の中で、じっくりと支える機能をはたしてはいないのは、直接・間接に目にする現実でもある。

このような状況であるからこそ、一見効率としては曖昧な業務である相談業務が、これからますます重要な機能を果たすことを願ってやまない。ちなみにこのような部分での公的事业拡大の有効性は、英国が1999年から始めた、精神保健施策10か年計画の成功例が大きな参考となるはずである。

(2) 専門相談員による分析・提案

弁護士 東 玲子

- 1 弁護士としてさまざまな場所で法律相談を担当させていただいているが、かながわ女性センターの法律相談の最大の特徴は、事案に応じて相談員の方が同席することではないだろうか。私が専門家として回答できることは法律的な問題である。離婚の相談であれば、離婚原因があるのか、親権や養育費はどうなるのか、慰謝料や財産分与はどうなるのか、これらの問題について自分の希望を実現できるだけの立証資料は準備できているのか・・・といったことである。

しかし、相談者が求めている情報は法律的な問題だけではない。離婚にそなえて別居に踏み切るにあたり、どこに住むのか、生活費は足りるのか、仕事はどうなるのか、子どもが同行するとしたら転校の手続きはどうするのか等といった、あらたな生活を踏み出すための情報も同時に必要としている。離婚はできたものの、生活のめどが立たなかったということは絶対に避けなければならない。

離婚の交渉、調停、裁判の過程を成し遂げるには大変な気力を要するが、生活の基盤が不安定だと「こんなはずではなかった」という後悔から気力が萎えてしまう。依頼者の「離婚をする」という決断は熟考のうえで出した揺らぎのないものであったにもかかわらず、単に生活基盤の整備が遅れてしまった、うまく調整できなかったという理由で後悔するようなことが決してないようにしたいと思っている。そのためには、相談段階で、別居中の生活費の確保（婚姻費用）、離婚時の資産の確保（慰謝料、財産分与）、離婚後の生活費の確保（養育費、年金分割）を法律の問題として考えると同時に、利用可能な自立支援制度、就労支援制度、その他の福祉制度について十分な情報を提供する必要がある。各分野の相談を個別に回ってもらっても良いが、それぞれの相談担当者の視点が異なる結果、回答がちぐはぐになってしまうリスクは否めない。かながわ女性センターの法律相談は、相談員の方が同席してくださることにより、相談の一元化が可能になっているうえ、弁護士と相談員が相互に補完し合えるので、たいへん充実した相談の場となっている。

以前に担当した事例では、相談段階で別居のだんどりを十分に検討していたので、DV法による母子の保護、手持ち資金を活用した住居設定、転校手続き、就労支援、子ども手当の受給者変更、母子それぞれのメンタルのケアとその記録化、婚姻費用の支払い請求などを連携して行うことができ、別居後まもなくある程度安定した生活を築くことが可能となり、最小限度のストレスで離婚の調停に臨むことができた。

このような相談体制が引き続き行われること、そして願わくばほかの相談機関にも導入されることを望んでいる。

- 2 また、かながわ女性センターの相談のもうひとつの特徴として、女性の弁護士だけが担当しているということもあげられる。

私自身は、弁護士の仕事において、男女の違いは重要な要素ではないと考えている。しかし、ドメスティックバイオレンスの被害をうけた女性の中には、男性というだけで相手に恐怖心を感じてしまうという方が少なからずいる。夫を思い出すようなネクタイ姿の男性に対して強い恐怖を感じるので、外出困難、就労困難という方もいた。そのような被害者は、相談担当の弁護士がどんなに温和人柄であっても、「ネクタイをした男性」というだけで委縮してしまうのではないだろうか。「女性の弁護士を希望する」というリクエストを可能にしても良いかもしれないが、それほど多くはない相談枠に予定を合わせるという相談者側の都合を考えたとき、担当を女性弁護士に限定することは合理的であると思っている。

事案を十分に把握するためには、ドメスティックバイオレンスの被害を丁寧に聞きとらなければならないが、相談者の多くは性的な被害も受けている。性被害は驚くほど屈辱的のものが多く、彼女たちはとても深く傷ついているので、性的被害を言わずに済むなら言わないでおきたい、ひとりで抱えたままにしておきたいと願っている。その願いに反して、弁護士としては必要な範囲で聞きとらなければいけないので、相談者の傷をできるだけ刺激しないように淡々と聞く、しかし共感を示す、かといって同情はしない、ということ意識して聞きとりに臨んで

いる。男性弁護士の場合は、加えて「万一にも性的な関心を持って聞いているように見えてはいけない」ということが必要になるのではないだろうか。「男性」というだけで拒否されることも十分にありうる。そう考えると、弁護士に男女の区別はないと言いつつも、性被害の聞き取りをする機会が多い相談であるから、被害者尊重の観点からも、女性弁護士に限定していることは合理的なのだと思う。

- 3 さて、私がいつからかながわ女性センターの相談を担当するようになったのか、はっきりした記憶はないが、弁護士登録（平成11年4月）して2、3年目からであったと思う。ということは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（DV法）の施行（平成13年10月）前後から担当しているということになる。そして、今までの相談を振り返ると、ドメスティックバイオレンスの予防啓発、保護、自立支援の制度の充実を実感する。

DV法施行後間もない時期に出会った相談者は、夫と別居して5年以上たっており、住民登録をしたい、保険証をもちたい、可能なら生活保護も受けたい、そのためには離婚が必要だろうか、という主訴の相談だった。聞くと、長年、夫からの暴力被害を受けており、刃物で切りつけられることも多く、刃物で傷ついて大量に出血しても病院には行かず、自分で止血をして治していたという。ある日、包丁で切りつけられて家を飛び出したが、警察や市役所（区役所）に相談をすることは考えられなかった。なぜなら、彼女にとっての夫のイメージはあまりにも強大であったから、誰に相談しても、どこに逃げても、きっと夫が先手を打っていて連れ戻されて、今度こそ殺されるという思いがあったからだという。しばらく路上生活をしていたところ、女性が長期間路上生活をしていることを心配して声をかけてくれた人があり、その人の家に同居させてもらって隠れるように暮らしていたという。自分も高齢になり、持病も悪化しているようなのに医療にかかれないうのは不安であるということだった。DV法を説明し、安全に離婚できることを説明したところ、文字どおり仰天するほどの驚きようであった。DV法が施行される前は、この方のように、逃げることもできず、たとえ逃げてもなかなか保護にたどりつかない被害者が多くいたと思う。

現在は、DV法の認知度が格段に高まっており、被害者の多くは、DV被害を受けたときには「相談できること。場合によっては保護してもらえること。」を知っている。DV法施行以来の啓発活動の効果を実感している。しかし、最近の相談者のひとは「相談できると知っていること」と「実際に相談すること」の間には大きな溝があり、乗り越えるには相当の勇気が必要だったと言っていた。相談をしたらずちにシェルターに保護されてしまうかもしれないと思い、シェルターのイメージを持って不安だったし、保護後の生活再建に不安があったため、相談をためらったのだという。また、被害者のなかには、外出を制限されたり、電話の履歴を確認されているので、「相談したくてもできない」ということがある。相談のアクセスをいっそう容易にして、このような「被害者でありながら、相談にたどりつかない」ということを減らしていければ良いと思っている。

（引用した事例は、守秘義務と相談者のプライバシーに配慮して一部を改変した。）

2 相談現場から

○ 多い相談

「置けば鳴る電話」との表現は大げさではなく、当センターの電話相談は大変多い。

平成 22 年度の一般相談についてみると、看護師であり保健師資格を有する相談員 2 名が対応する「こころとからだの健康相談」が 3,811 件。4 人の相談員が対応する「女性への暴力相談」と、「悩み一般相談」がそれぞれ、1,790 件と 3,101 件、「セクシュアルハラスメント相談」が 163 件。内、面接相談は 322 件。その他に弁護士や精神科医、DV 被害者のためのメンタルケアなどの専門相談を含めると全体で年間 9,262 件であった。

相談件数は前年度の 9,485 件より若干減少している。それぞれ一回線ずつの電話のため、電話相談の冒頭で「混み合っているため、恐縮ですが 20 分位を目安にご協力をお願いします」とお伝えしたり、毎日のように架けてきて大きな変化のない、いわゆる頻回相談の方には、「週 1 回、10 分位に」とお願いしたりなどの工夫を行っている。また平成 22 年 2 月のスーパーバイザーの福島先生の助言も受けて、初めて架けてきた方で長い経過のある相談や、DV の相談の場合は、丁寧に経緯と本人のニーズの把握に努めているため 40 分～1 時間近くかかることも多い。限られたキャパシティにメリハリをつけて有効に使うよう意識している。近年、各市町村にも女性相談の窓口が設置されてきているため、当センターも相談の最後に身近な市町村の相談機関や講座情報も案内している。

以上の改善や変化が、相談件数の減少の背景にあると考えている。身近な窓口の良さと、多少、遠くても専門相談（後述）も充実し、様々な相談に対応している県の窓口とを使い分けて利用することも、大切な力と言える。

○ 相談の流れ

男女共同参画センターである当センターは、風光明媚な場所にあり、様々な講座、ホールでの催しもの、約 9 万 8 千点もの女性関連図書の蔵書数を誇る図書室や、宿泊施設などもある開かれた施設であるため、地域で暮らす様々な女性の相談を受けている。

できるだけ直前の相談からリセットして、一期一会の気持ちで次の相談に対するよう心がけている。特に、電話の第一声に注意し、最初の数分間で、なにごとか動揺することが起きて架けてきたのか、もう長い間悩んできた上での相談なのか、など本人の心の状態や置かれている状況の把握に集中する。

緊急な判断や対応が必要なのか、警察や児童相談所、弁護士などにつなぐ必要があるのか、逆にじっくり本人の迷う心に沿いながら、気持ちを整理していく相談なのか、初めて相談機関に架けてみた方か、既に様々な機関に相談している方か、なども見きわめて話をうかがう。

前回の調査研究で、明星大学心理学部の高塚雄介教授より“面接相談の拡充を”とのご提言をいただいたこともあり、電話相談の経過の中でタイムリーな面接相談を意識するようになった。電話相談が込み合っていて架かりにくいとため、平成 20 年 8 月よりメールによる面接の予約も始めた。確実に、予約ができることは、相談者の安心となるはずだ。迷いつつ架けた電話相談から一歩踏み出し、やや不便だが当所まで足を運ぶ選択をした時点で、相談者のより主体的な動きが始まっているように思われる。

横浜弁護士会所属の女性弁護士による「法律相談」や、女性の調停の専門家による「夫婦家族のトラブル相談」、ベテランの精神科医による「精神保健相談」などの専門相談も行っている。いずれも無料で、予約の上の面接にての相談である。

館内には、プレイルームという託児施設があり、お子さんを預けて安心して相談に集中できる。また再就職や起業の相談のできるキャリア支援センターや、ひとり親家庭の就業や養育費相談を支援する母子家庭等就業・自立支援センターや、先述の図書室なども随時、面接相談の中で案内し、活用している。

江の島までの美しい風景も目に入らず相談室に入られても、帰りにはホッと力を抜いて深呼吸していただければ、と願っている。

○ DV被害のメンタルケアとサポートグループ

さて、長年DV被害を受けていると、渦中で気を張っている時よりも、家を出て、相手と離れてから具合が悪くなる方が多い。ホッとした場所に来て、やっと傷の痛みを感じ、失ったものの大きさに途方に暮れ「何もする気になれず、何をしても楽しめない。そういう自分がふがいなくて、泣けてくる…」など戸惑い、ダメな自分を責めてしまいがちだ。抑うつ症状や、悪夢を見たり、ふとした拍子に暴力をふるわれた場面がよみがえったりするフラッシュバックが続く場合は「専門家の心のケアを早く受けた方が予後の回復が良い」と言われている。また想像以上に厳しい家計や、孤立感に「私の対応次第で、夫にもやり直すチャンスがあったのでは…」「もう少し我慢していれば、こんな暮らしをしないでもすんだのでは」と後悔の念に駆られる場合もある。

平成13年から「DV等により精神的なダメージを受けた女性に対して、心理カウンセラーによるカウンセリングを行うことにより、精神的ダメージの軽減・快復を図ることを目的」として「メンタルケア」の事業が始まった。相談員との面接相談の中で、このような心理的なゆり戻しによる不安定な様子が見受けられた場合、メンタルケアを案内している。

どうしても私たち一般相談員は、現状の聞き取り、問題の整理、具体的な情報提供など口数が多くなりがちである。月に1,2回ペースで全6回という限られた枠だが、心理カウンセラーとマンツーマンで行われるメンタルケアは、「友人にも家族にも言えないことをじっくり聞いてもらえるので、ありがたかった」との声を聞く。

さて、月1回の「サポートグループ」は、このメンタルケア終了者を中心に、数名～10名位の参加者とメンタルケアを担当したカウンセラー、及び当センターの相談員によって構成されている。同じような経験をした仲間の話聴き、自分のことも話したり、DV被害後の心理的反応や変化とその対処法を学んだり、自己肯定感を高めるためのプログラムなどを行っており、参加者の自主性や相互援助が重要視される。相談員は、ファシリテーターの役割を補完し、対等な人間関係のモデルとなればと参加している。

最後に、相談員としてここ江の島の「かながわ女性センター」が今後もさまざまな悩みを抱える女性たちのよりどころであるために、相談事業の更なる充実を望みたい。

5章 神奈川県女性の抱える課題・分析

本章では、2章の女性センターの相談データ分析（主として平成22年度と平成17年度の5年間を比較）、および3章の県内市町村（調査対象33市町村）の相談体制および相談状況に基づき、現在の神奈川県の女性の抱える課題等について整理分析した。

1 女性センターの一般相談に関するもの

(1) 一般相談の相談状況からみる女性の課題

まず相談項目からみると、「こころとからだの健康相談」が平成17年度3,423件（36.6%）から平成22年度3,811件（43.0%）と増加し、平成19年度以降は最も多い相談項目である。

「悩み一般相談」は、平成17年度4,103件（43.9%）から平成22年度3,101件（35.0%）と減少し、平成19年度以降第2位の相談項目である。

「女性への暴力相談」は、平成17年度1,612件（17.2%）から平成22年度1,790件（20.2%）と、全体的に増加傾向をみせている。

詳細は後述するが、「こころとからだの健康」と「女性への暴力」が、女性の抱える課題として増加傾向にある。

次に一般相談の件数を相談者の年代別にみると、平成17年度は30代の相談件数が最も多く、次いで50代となっており、いわゆるM字曲線の形状をしていたが、徐々に40代が増加して平成20年度以降40代の相談件数が最も多くなり、平成22年度では40代、30代、50代の順で、完全な山形の形状となった（図2-7参照）。いわば「悩める40代女性」の構図である。

この状況は、30代「頻回相談者」の加齢に伴う変化も要因であるが、平成17年度から平成22年度にかけての「頻回相談者」の減少を考慮すると、近年の未婚化・晩婚化・晩産化の影響も考えられる。

また、一般相談（セクハラを除く）の件数を相談時間からみると、電話相談では全体として、面接相談では30分を超える相談で、いずれも長時間化する傾向をみせている。これは、社会状況の変化が著しいなかで、女性の抱える課題が複雑化するとともに、容易に解決の糸口を見いだせない状況にあることをうかがわせている。

(2) 主な主訴別にみる女性の課題

ア こころとからだの健康相談

「こころとからだの健康相談」では、主訴「精神保健」に分類される件数が9割を超える。

また、平成17年度3,200件から平成22年度3,601件と増加傾向にある。女性相談所の電話相談においても「精神的問題」は急増の傾向をみせている。

主訴「精神保健」を細目別にみると、「自己調整（病院に通院し服薬はしているが電話で話すことにより納得・安定されるもの）」が最も多い。また、平成17年度2,615件から平成22年度3,153件と増加し、主訴「精神保健」に占める割合は81.7%から87.5%と比重を高めている。

「自己調整」の相談件数を年代別にみると、平成17年度から平成22年度にかけて40代が379件から1,899件と急増した一方、30代は1,038件から322件と大きく減少している。

相談細目上の件数からみて、「自己調整」は「悩める40代女性」の一つの象徴と言える。

また、「自己調整」の相談者は、問題解決の糸口をみつける相談ではなく、「納得・安心」を得るための相談であることから長期間の相談が多い。今後40代女性の心の健康問題は々比重を高めていくことが想定される。

イ 悩み一般相談

悩み一般相談には多様な主訴が含まれるが、主訴「夫婦の問題」が最も多い。件数は、平成17年度1,289件から平成22年度975件と減少しているが、悩み一般相談に占める割合は両年度ともに31.4%と比重は変わっていない。

主訴「夫婦の問題」を細目別にみると、「離婚情報」が最も多いが、主訴「夫婦の問題」全体の傾向と同様に平成17年度607件から平成22年度428件と減少した。

また、「離婚情報」の相談件数の年代別割合をみると、平成17年度から平成22年度にかけて30代の比重が低下し、40代と50代の比重が高まる傾向にある。

厚生労働省の人口動態統計によれば、わが国の離婚件数はここ5年間で横ばいから減少傾向にある。また、神奈川県は、平成17年度18,516件から平成22年度17,830件と減少している（神奈川県衛生統計年報による）。

離婚問題は、依然として神奈川県の女性の抱える課題であるが、相談件数からみても比重が低下する傾向にある。しかし、一方では近年の晩婚化・晩産化の影響もあり、今後離婚問題を抱える年代層は高まる傾向をみせている。

悩み一般相談において次に多いのが主訴「家族の問題」である。平成17年度658件から平成22年度627件とほぼ横ばいで、悩み一般相談に占める割合はそれぞれ8.5%、8.9%となっている。

主訴「家族の問題」を細目別にみると、上位3項目（「その他」を除く）は、平成17年度、平成22年度ともに「成人した子の問題」「親の問題」「家族からの暴力」である。このうち「成人した子の問題」が最も多い。

この5年間では、「成人した子の問題」と「家族からの暴力」の相談件数は減少したが、「親の問題」は若干増え、平成22年度では主訴「家族の問題」中その他を除き第2位の相談細目となっている。多少なりとも高齢化の進行の影響が考えられる。

また、細目「その他」については、平成17年度129件から平成22年度183件と増加傾向にあり、主訴「家族の問題」が多様化しつつあることをうかがわせている。

ウ 主訴「セクシュアルハラスメント」

主訴「セクシュアルハラスメント」は、平成17年度215件から平成22年度163件と減少している。

主訴「セクシュアルハラスメント」を細目別にみると、「性的な関心によるもの」が最も多いが、平成17年度108件から平成22年度55件と減少傾向にある。ただし細目「その他」については、平成17年度104件、平成22年度103件と横ばいで、セクハラについて多様な相談が寄せられていることがうかがえる。

相談者・被害者の年代別に相談件数をみると、平成17年度から平成22年度にかけて、ともに30代以下が減少し、40代以上が増加している。特に被害者については、平成17年度は20代が最も多かったが、平成22年度では40代が最も多くなっており、この5年で大きくシフトしたことになる。件数は多くないが、40代女性の受難が多様である一端をうかがわせている。

2 女性センターのドメスティック・バイオレンス（DV）相談に関するもの

ここでは、2章での分析に基づき、専門相談と一般相談からDVに関する相談を別集計したデータから、ドメスティック・バイオレンス（DV）に関する課題を整理した。

（1）女性センターのDV相談について

平成23年度は「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（DV法）」の施行から10年にあたり、女性センターは同法の「配偶者暴力相談支援センター」に位置付けられている。県内では他に、女性相談所と「横浜市DV相談支援センター」が「配偶者暴力相談支援センター」である。

なお、女性センターのDV相談では、「DV法」に規定する「配偶者」からの暴力のほか、「恋人」など親しい者からの暴力についても相談を受けている。

（2）女性センターのDV相談からみる女性の課題

DV相談の件数は、平成17年度1,840件から平成22年度2,061件と増加した。女性センターの全相談に占める割合は18.8%から22.2%と比重を高めている。

相談者の年代別に相談件数をみると、30代が最も多く、次いで40代が多い。この年代からの相談はDV相談全体の6割以上を占める。また、30代のDV相談が700件前後の横ばい傾向にあるのに対し、40代のDV相談は、平成22年度に平成17年度の1.5倍に増加している。これに次いで50代のDV相談も増加傾向をみせている。

相談者の種別に相談件数をみると、「被害者本人」が最も多く、平成17年度1,547件から平成22年度1,899件と増加した。DV相談に占める割合は84.0%から92.1%と比重を高めている。

一方、「通報者」からの相談は、平成17年度216件から平成22年度123件と減少した。

この間、被害者の身近な方からの通報の割合は高まり、「近隣」や「行政」「警察」「医療」からの通報の割合は低下している。このことから、DV法によって、「近隣」にとっては身近な通報先がみえるようになり、各機関においてはDVへの対処法が浸透しつつあることが想定される。

加害者別に相談件数をみると、「配偶者」が最も多く8割以上を占め、平成17年度1,610件から平成22年度1,754件と増加している。また、「配偶者」に比べると数は少ないが、加害者が「内縁」「離婚済み」「恋人」であるケースもこの5年間で増加している。

暴力の種類別に相談件数をみると、平成16年度以降、精神的暴力のうち「言葉の暴力」が最も多くなり、平成17年度1,384件（75.2%）から平成22年度1,607件（80.0%）と増加している。一方、身体的暴力は平成17年度1,287件（69.9%）から平成22年度1,362件（66.1%）と横ばい傾向にある。現在は、高い確率で「言葉の暴力」が身体的暴力を伴う状況にある。

また、被害者本人以外の被害者では「子ども」が最も多く、平成17年度558件（30.3%）から平成22年度863件（41.9%）と、女性と子どもが同時に被害者になるケースが4割に増加した。

以上のように、DV問題を抱えた女性の苦慮が深まっている姿が想起される。

3 市町村の相談に関するもの

(1) 県内市町村の相談体制からみる女性の課題

まず県内市町村（調査対象 33 市町村）の相談体制についてみると、女性問題全般を対象とする相談窓口があるのは 22 市町村である。このうち一般相談と専門相談を区分しているのは 8 市町村であった。

逆にみると、11 市町村には女性問題全般を対象とする相談窓口がなく、25 市町村では女性問題全般に対応する専門相談が行われていない。

もちろん、すべての市町村でそれぞれの市町村民を対象とする様々な相談窓口は開設されているが、女性センターでの相談がそうであるように、女性問題は複雑化・多様化しており、問題が複合化しているケースが多い。このため、女性が抱える問題を身近に相談できる窓口は多くあることが望ましく、それがまた潜在化した問題を発掘し、解決に導くことにつながるものと考えられる。

(2) 県内市町村の相談状況からみる女性の課題

次に相談状況では、女性問題全般を対象とする相談窓口がある 22 市町村で、毎年 20,000 件前後の相談が寄せられていた。

この件数は、女性センターと女性相談所を合わせた件数を 4,000 件程度上回っており、女性問題に関する相談として整理できる相談が神奈川県全体で年間約 37,000 件にのぼることを示唆している。なお、女性問題全般を対象とする相談窓口がない 11 市町村の相談件数は含まれていないため、実数はさらに上回る。

また、相談者の年代別にみると、女性センターの相談と同様に 40 代の女性からの相談が最も多く、ここでも、「悩める 40 代女性」の構図が表れていた。

ただし、市町村の相談の 40 代の女性の割合は女性センターのそれより 10%ポイントほど低くなっており、相談体制が脆弱な市町村や女性の相談窓口がない 11 市町村を考慮すると、依然として潜在化している女性問題が存在する可能性がある。

6章 分析結果から新たな施策への提案

来年度は女性センター開館から30年、当初から各部ごとに開設していた相談窓口を「女性のための相談窓口」に整備して15年の節目の年である。この折に、女性問題全般にわたる相談について、県と市町村との役割分担を検討し、新たな施策へ向けた提案を行うことは大変意義深い。

1 県と市町村との役割分担等

(1) 交流・連携・支援のネットワーク

自治体としての県は、基礎自治体（市町村）と国との間に位置する広域自治体である。許認可をはじめとする行政事務的には、市町村と国との事務を繋ぐ。しかしながら、相談事業は対人サービス事業であり、相談者である県民にとっては、県も市町村も当該事業を実施する限り同等に相談機関である。

政令指定都市など大規模市は役割分担を必要とせず、女性センター同様のワンストップ型総合相談を目指し、中核市などの中規模市は、第一義的な相談窓口として細やかな支援を実施し、県については「困難（専門的）ケースや後方支援を行ってほしい」としている。また、小規模市町村では、相談窓口は状況把握を行い、専門的な判断が必要な場合は相談・助言をする先を紹介することとし、県にはそのケースに応じた案内先の紹介支援や、専門性の高い対応を担うことを望んでいる。

これは、「交流・連携・支援のネットワーク」とも呼べるもので、県域の女性のための総合相談の充実に向けて、一様の役割分担ではなく、県内市町村の相談体制の水準に応じて、県域に交流・連携・支援をネットワークする考え方である。そして、そのネットワークづくりにおいて中核を担うのが県と考える。

表6-1に「交流・連携・支援のネットワーク」のイメージを示す。

表6-1 交流・連携・支援のネットワークのイメージ

自治体規模	市町村の役割の例	県の役割の例	種別
大規模市	市域対象 ワンストップ型総合相談	県域対象 ワンストップ型総合相談	交流
中規模市	身近な相談窓口	総合相談・専門相談中核	連携
小規模市町村	問題解決の入り口	問題解決の支援・フォロー	支援

(2) 女性相談データの集約

平成18年度調査及び今回調査（平成23年度調査）を通じて、女性センターの一般相談と女性相談所の電話相談の内容比較を試みたが、主訴別細目別に比較するには両機関のデータは整合が難しい面があった。

もちろん、先に述べたように、両機関ともに「配偶者暴力相談支援センター」であり、法内DVについては内閣府の定める方法に沿って県がデータを集約して国に報告している。しかし、法外DVやその他の相談に関するデータ集約はそれぞれ分類が異なっており、容易には比較できなくなっている。

また、今回調査で初めて行った市町村調査については、女性センターの相談項目に応じて年代別データ提供を依頼したが、提供いただいた相談件数データは、平成22年度では20,340件のうち7,387件（36.3%）が年代不明であった。

今後、県が市町村の協力のもとに一定の基準を設けて女性相談のデータ集約を行うことは必要と考える。

なお最後に、女性センターにおける「短時間面接相談」のデータについて補足しておく。当

センターのこれまでの面接相談における「短時間面接相談」のデータには、相談員による面接相談の他に、増加傾向にあるDVに関する「情報提供」「DV証明書の手続き」等、相談者支援の面接対応のデータが含まれている。今回、大妻女子大学福島教授による分析・提案「相談基礎データから見る今後の課題」では面接相談の総数のみを当センターが福島教授に提供したことによる分析であることを補足する。

2 相談体制が脆弱な市町村への連携・支援

(1) 相談員の養成・育成のための研修

女性センターでは、既に市町村の相談員を含めて女性問題全般を扱う相談員の養成・育成に関する研修等を実施しているが、今後も市町村の相談員の養成・育成研修等を充実することが重要である。また、市町村の抱える困難事例への助言など相談のバックアップ体制を作っていくことが必要と考えられる。

(2) 相談対応マニュアルの作成

既にDV相談についてはマニュアルがあるが、女性問題全般を扱う相談対応マニュアルはない。市町村の相談員の養成・育成研修等を充実し、相談員となれる人材を増やしていくためには、女性問題全般を扱うための教本となる相談対応マニュアルの作成が必要と考える。

(3) 相談事例データベースの構築

経験ある相談員のステップアップを図るためには、ケースカンファレンスを含めた研修が重要であるが、そのためには相談事例を収集整理して蓄積していくことが必要である。

既に女性センターでは相談情報をデータベース化し、統計的に整理分析することが可能となっている。しかし、相談体制が脆弱な市町村を支援していくためには、今後これに相談への対応状況を加え、ケース検討会議や類似ケースへの対処に参考となるデータベースとして再構築する必要がある。

また、女性センターの相談事例に加え、市町村等の相談窓口と連携して、県内の相談事例の蓄積・活用を図れる体制を整備することは、「交流・連携・支援のネットワーク」づくりにおいても重要と考える。

(4) スーパービジョンの敷衍（ふえん）

女性センターでは、平成23年度は年11回のケースカンファレンスを実施し、そのうち3回については市町村の相談員が参加可能となるよう拡大している。このケースカンファレンスでは、スーパーバイザーを交えることによって、相談員のカウンセリングも行えるようになっていく。女性センターの相談員にとっては年11回のスーパービジョンの機会であるが、市町村の相談員にとっては極めて希少な機会となっている。

今後、相談体制が脆弱な市町村の支援を拡充していくためには、こうしたスーパービジョンの機会を敷衍していくことが重要と考える。

以上、市町村相談員の育成・ステップアップの観点を中心に支援策について検討したが、こうした支援は、女性のための相談窓口を設置している市町村に対してはより充実した相談体制ができ、また、女性のための相談窓口を現在設置していない市町村に対しては、設置を促進する効果が期待できるものと考えられる。

最後に、今後女性センターとしては、県と市町村との役割分担のもとに、4章でご提案いただいたことやこの6章にて記述したことの具現や事業化の検討、また、5章で記述したとおり、40代女性からの相談が多くなっていることや主訴別では「女性への暴力」や「自己調整」等の相談が増加していること、さらには、DVの被害者が配偶者ばかりでなく、子どもにまで及んでいることなどについて、引き続きその対応に取り組んでいくことが必要と考える。

女性に対する総合相談
—現状の分析と今後の対応策に関する調査研究—

発行 神奈川県立かながわ女性センター
〒251-0036 藤沢市江の島1-11-1 電話0466-27-2111

調査研究・
報告書作成 財団法人藤沢市産業振興財団
〒251-0052 藤沢市藤沢109 電話0466-21-3811

発行 神奈川県立かながわ女性センター
〒251-0036 藤沢市江の島1-11-1 電話0466-27-2111

調査研究・ 財団法人藤沢市産業振興財団
報告書作成 〒251-0052 藤沢市藤沢109 電話0466-21-3811